

令和2年(2020年)12月14日

文化スポーツ部文化芸術振興課

指定管理者選定委員会における候補者の選定結果概要

(課名:文化芸術振興課)

1 施設名	滋賀県立芸術劇場びわ湖ホールおよび滋賀県立文化産業交流会館									
2 施設の概要	<p>[滋賀県立芸術劇場びわ湖ホール] 敷地面積 20,000 m² 延床面積 29,264 m² 施設構造 鉄骨鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造 地上4階、地下2階</p> <p>[滋賀県立文化産業交流会館] 敷地面積 21,741 m² 延床面積 10,561 m² 施設構造 鉄筋コンクリート造および鉄骨鉄筋コンクリート造 5階建</p>									
3 募集概要	<p>募集方法</p> <p>公募</p> <p>募集要項配布期間</p> <p>令和2年8月25日 ~ 令和2年10月2日</p> <p>申請受付期間</p> <p>令和2年9月23日 ~ 令和2年10月2日</p> <p>指定期間</p> <p>令和3年4月1日 ~ 令和8年3月31日(5年間)</p>									
募集内容	<p>(1)事業の実施に関する業務</p> <p>①共通事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・滋賀県の拠点施設としての機能の発揮 ・びわ湖ホールと文化産業交流会館のそれぞれの強みを活かした一体的な取組 ・新型コロナウイルス感染症への対応 ・将来を見据えた事業展開 <p>②びわ湖ホール</p> <ul style="list-style-type: none"> ・創造性、企画性が高く、かつ特色ある舞台芸術公演の県内外への発信 ・県民が舞台芸術に親しみ、交流を広げる機会の提供 ・次代を担う青少年の感性や創造性の育成 ・県内の舞台芸術活動の活性化や文化ホールの支援 ・観光やまちづくりの分野等との幅広い連携による地域の活力と魅力の向上 <p>③文化産業交流会館</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多様な芸術鑑賞機会の提供、県民の多様な文化芸術創造活動の支援 ・地域の文化振興のための活動および事業展開 ・産業振興との連携 <p>(2)施設の貸館に関する業務</p> <p>(3)施設・設備等の維持管理業務</p> <p>(4)その他施設の設置目的を達成するために必要な業務</p>									
管理料参考額	6,162,221,000円(消費税および地方消費税を含む。)									
4 応募状況	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">申 請 者</th> <th rowspan="2">グループの構成 (グループ申請の場合)</th> </tr> <tr> <th>所在地</th> <th>名 称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大津市打出浜15番1号</td> <td>公益財団法人びわ湖芸術文化財団</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>合計 1 者</p>		申 請 者		グループの構成 (グループ申請の場合)	所在地	名 称	大津市打出浜15番1号	公益財団法人びわ湖芸術文化財団	—
申 請 者		グループの構成 (グループ申請の場合)								
所在地	名 称									
大津市打出浜15番1号	公益財団法人びわ湖芸術文化財団	—								

5 審 査 の 概 要 お よ び 結 果	審 査 方 式	滋賀県文化スポーツ部指定管理者選定委員会（文化芸術振興部会）において、申請者から申請書類のヒアリングを実施し、審査基準に基づく審査および採点を行い、その採点結果を基に指定管理者の候補者を選定する。															
	選定委員会委員 (文化芸術振興部会) *部会長 (50音順、敬称略)	*片山 泰輔（静岡文化芸術大学文化政策学部 教授） 北川 陽子（しが中小企業女性中央会 理事） 窪田 知子（滋賀県教育委員会委員・滋賀大学教育学部准教授） 藤 崇之（公認会計士） 藤村 順一（兵庫県立芸術文化センター副館長）															
	審 査 基 準	別紙参照															
	審 査 経 過	第1回滋賀県文化スポーツ部指定管理者選定委員会（文化芸術振興部会） (開催日) 令和2年7月28日 (内 容) 指定管理者募集要項および審査基準 第2回滋賀県文化スポーツ部指定管理者選定委員会（文化芸術振興部会） (開催日) 令和2年10月21日 (内 容) 申請者からのヒアリング、事業計画等の審査および候補者の選定															
	指定管理者の候補者	公益財団法人びわ湖芸術文化財団															
	【評価結果】																
	○選定基準に基づく採点結果																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>申請者</th><th>選定基準1</th><th>選定基準2</th><th>選定基準3</th><th>選定基準4</th><th>選定基準5</th><th>合 計</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公益財団法人 びわ湖芸術文 化財団</td><td>10.0</td><td>42.0</td><td>20.2</td><td>8.0</td><td>9.2</td><td>89.4</td></tr> </tbody> </table>		申請者	選定基準1	選定基準2	選定基準3	選定基準4	選定基準5	合 計	公益財団法人 びわ湖芸術文 化財団	10.0	42.0	20.2	8.0	9.2	89.4	
申請者	選定基準1	選定基準2	選定基準3	選定基準4	選定基準5	合 計											
公益財団法人 びわ湖芸術文 化財団	10.0	42.0	20.2	8.0	9.2	89.4											
※点数は各委員の平均値 (100点満点)																	
○各委員の採点結果																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>申 請 者</th><th>A委員</th><th>B委員</th><th>C委員</th><th>D委員</th><th>E委員</th><th>合 計</th><th>平 均 值</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公益財団法人 びわ湖芸術文 化財団</td><td>86</td><td>88</td><td>94</td><td>91</td><td>88</td><td>447</td><td>89.4</td></tr> </tbody> </table>		申 請 者	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	合 計	平 均 值	公益財団法人 びわ湖芸術文 化財団	86	88	94	91	88	447	89.4
申 請 者	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	合 計	平 均 值										
公益財団法人 びわ湖芸術文 化財団	86	88	94	91	88	447	89.4										
○提示額一覧表																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>申 請 者</th><th>提 示 額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公益財団法人びわ湖芸術文化財団</td><td>6,162,221,000円</td></tr> </tbody> </table>		申 請 者	提 示 額	公益財団法人びわ湖芸術文化財団	6,162,221,000円												
申 請 者	提 示 額																
公益財団法人びわ湖芸術文化財団	6,162,221,000円																
【選定理由】																	
<p>申請者の事業計画等を審査した結果、2館の設置目的や運営方針を十分に理解し、県民の公平な利用確保、施設効用の最大限の発揮、施設の管理経費の縮減および安定した管理運営能力などの審査基準を全て満たしており、これまでの実績を踏まえ、適正に2館の管理運営を行うことができると評価された。</p> <p>また、経費面では管理運営の効率化に関する提案もあり、管理料の提示額は管理料参考額の範囲内であった。</p>																	
【指定管理者選定委員会の概要】																	
<p>(委員) 募集方法が今回から公募（前回までは非公募）となったが、公募ありきではなく、地方自治法に規定されているとおり、施設の設置目的を効果的に達成するためにはどうするべきかという観点で整理が必要である。</p> <p>(委員) ホールの稼働率だけでなく動画配信の視聴者数も数値化して評価項目とするなど、新たな取り組みに対する評価の仕方についても検討していただきたい。</p>																	

(委員) 高齢者向けに、例えば昼間の公演等、これまでにない時間帯等の公演も検討していただきたい。

上記の結果、公益財団法人びわ湖芸術文化財団を指定管理者の候補者として選定された。

審査基準

番号	評価項目	評価の基準	配点
1	県民の公平な利用を確保することができるものであること	(1) 県民の公平な利用の確保に関する考え方 ・使用許可の手続の仕方は適切か ・事業等の内容に偏りがないか ・障害者など多様なニーズを持つ方への配慮がされているか ・施設の利用や事業の実施にあたって、料金区分設定等は適切に配慮がされているか	10
2	施設の効用を最大限に発揮させるものであること	(1) 施設の設置目的及び運営方針との整合性 ・施設の設置目的等を理解しているか ・県の運営方針と合致しているか ・サービスの水準の確保に向けた取り組みは適切か ・管理運営目標の達成に向けた取り組みは適切か ・学校や地元自治体、各種団体等との連携は適切か (2) 事業の実施に関する考え方と企画内容 ・社会的・地域的ニーズに沿った企画内容か ・拠点施設の役割を果たす企画内容か ・互いの強みを活かした企画内容か ・将来を見据えた新たな期待感が持てる企画内容か ・過去の実績を踏まえた適切な内容か ・事業評価の方法は適切か ・年間の広報計画の内容は適切か (3) 施設の運営に関する業務の考え方（貸館など） ・利用者サービス向上に向けた取組み内容は適切か ・利用の拡大に向けた取組み内容は適切か ・利用者ニーズの把握方法は適切か ・利用者の苦情等トラブルの未然防止と対処方法は適切か (4) 施設・設備等の維持管理業務の考え方 ・維持管理方法が適切かつ効率的か ・安全確保の方策は適切か	45 (15) (20) (5) (5)
3	施設の管理に係る経費の縮減が図られるものであること	(1) 施設の管理に係る経費縮減に関する考え方 ・経費の縮減が図ることができるか ・経費縮減により、運営基盤に影響が生じないか (2) 経費縮減のための適切な取組 ・費用対効果の観点も含め、経費縮減のための工夫が提案されているか (3) 歳入確保に関する考え方 ・多様な財源の確保に向けた取組内容が提案されているか	25 (5) (10) (10)
4	事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有すること	(1) 収支計画について ・収支計画の実現性はあるか、財務状況は健全か ・収入、支出の積算と事業計画の整合性はあるか (2) 組織および人員について ・組織構成および人員配置は適切か ・相当の知識や経験等を有する職員がいるか ・各分野の人材育成、研修等の体制は適切か	10 (5) (5)
5	関係法令および条例の規定を遵守し、適切な管理ができること	(1) 関係法令および条例の規定の遵守について ・労働法令等を含む関係法令等の遵守体制について ・個人情報の保護について ・環境方針への配慮について ・事故等の未然防止と事故等が発生した緊急時の対応体制について ・その他の取り組みについて 上記に関する考え方および取組み内容は適切か	10
合 計			100

団体概要書

項目	内容	
事業者（法人、団体）名	公益財団法人びわ湖芸術文化財団	
代表者職・氏名	理事長 山中 隆	
団体の所在地	滋賀県大津市打出浜15番1号	
設立年月日	平成8年4月1日	
資本金	122,600 千円（令和2年10月1日現在）	
従業者数	令和2年10月1日現在	97人
主たる業務内容	<p>この法人は、各種の優れた舞台芸術事業等を行い、芸術文化をはじめとする文化に関する活動を展開することによって、文化の創造と振興を図り、もって県民のより豊かな生活環境づくりに寄与することを目的とし、次の事業を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 舞台芸術事業をはじめとする芸術文化事業の企画、制作および実施 (2) 舞台芸術をはじめとする芸術文化に関する教育普及事業の実施 (3) 舞台芸術をはじめとする芸術文化に関する情報の収集および提供 (4) 地域の文化の振興に関する事業の実施および文化と産業との連携に関する事業の支援 (5) 滋賀県が行う芸術文化事業等の受託および協力 (6) 滋賀県立芸術劇場びわ湖ホールおよび滋賀県立文化産業交流会館の維持および管理運営 (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業 	
類似施設の管理に関する過去の業務実績	<p>滋賀県立文化産業交流会館 平成29年度～令和2年度（第4期）指定管理者</p> <p>滋賀県立芸術劇場びわ湖ホール 平成18年度～平成22年度（第1期）指定管理者 平成23年度～平成25年度（第2期）指定管理者 平成26年度～平成27年度（第3期）指定管理者 平成28年度 （第4期）指定管理者 平成29年度～令和2年度（第5期）指定管理者</p>	
特記事項	<p>平成23年4月 公益財団法人びわ湖ホールに認定</p> <p>平成29年4月 公益財団法人びわ湖芸術文化財団に名称変更</p>	

公の施設における指定管理者指定による効果

【課名:文化芸術振興課】

(単位:千円)

施設名	指定管理者名	募集方法	指定期間 (年)	指定管理料総額(債務負担行為額)		増 減		今回の指定による効果の概要			
				A	B	うち一般財源	単年度換算 C=B/A	令和2年度一般財源 D	増減 C-D	行政サービスの向上	管理運営の効率化
滋賀県立芸術劇場びわ湖ホールおよび滋賀県立文化産業交流会館	公益財団法人びわ湖芸術文化財団	公募	5	6,162,221	6,127,071	1,225,414	1,280,353	△ 54,939	2施設を一括管理することにより、それぞれの強みを活かして文化芸術振興拠点機能を強化し、地域に密着した事業展開、青少年向けの料金設定や相互のチケット販売など利用拡大に取り組む。	複数年契約や設備機器の相互活用による経費縮減など効率化を図る。	寄付の積極的な受入れ、各種助成金、オフィシャルスポンサー等の協賛金の獲得、友の会会員拡大などによる収入確保

指定管理者選定委員会における候補者の選定結果概要

(課名:文化財保護課)

1 施設名	滋賀県立安土城考古博物館									
2 施設の概要	敷地面積 67,836.50m ² 延床面積 5,846.22 m ² 施設構造 鉄筋コンクリート造 2階建 施設内容 所在地:近江八幡市安土町下豊浦6678 第1・2展示室、企画展示室、第1・2・3収蔵室、付属棟、屋外展示									
3 募 集 概 要	募集方法	公募								
	募集要項配布期間	令和2年8月25日 ~ 令和2年10月2日								
	申請受付期間	令和2年9月23日 ~ 令和2年10月2日								
4 応 募 状 況	指定期間	令和3年4月1日 ~ 令和8年3月31日(5年間)								
	管理業務内容	① 近江風土記の丘その他県内各地の文化財および文化財に関する資料（以下「博物館資料」という。）の収集、整理、保管および展示 ② 博物館資料に係る調査研究および普及啓発 ③ 博物館が所蔵する博物館資料の撮影、模写、模造等の許可に関する業務 ④ 利用料金の徴収に関する業務 ⑤ 博物館施設、設備および備品の維持管理に関する業務 ⑥ 博物館資料の寄託に関すること。 ⑦ その他施設の管理に必要と認められること。								
	管理料参考額	670,900,000円（消費税および地方消費税を含む。）								
	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">申請者</td> <td rowspan="2">グループの構成 (グループ申請の場合)</td> </tr> <tr> <td>所在地</td> <td>名称</td> </tr> <tr> <td>滋賀県大津市瀬田南大萱町1732-2</td> <td>公益財団法人滋賀県文化財保護協会</td> <td>—</td> </tr> </table>		申請者		グループの構成 (グループ申請の場合)	所在地	名称	滋賀県大津市瀬田南大萱町1732-2	公益財団法人滋賀県文化財保護協会	—
申請者		グループの構成 (グループ申請の場合)								
所在地	名称									
滋賀県大津市瀬田南大萱町1732-2	公益財団法人滋賀県文化財保護協会	—								
		合計 1者								
5 審 査 の 概 要	審査方式	滋賀県文化スポーツ部指定管理者選定委員会（文化財保護部会）において、申請者からの申請書類の審査やヒアリングを実施し、選定基準ごとに採点を行い、その採点結果を判断基準として指定管理者の候補者を選定する。								
	選定委員会委員 (文化財保護部会) *部会長 (50音順、敬称略)	*北川 央（大阪城天守閣 館長） 北川 陽子（しが中小企業女性中央会 理事） 城念 久子（元 安土城郭資料館 副館長） 藤 崇之（公認会計士、税理士） 馬渕 直樹（滋賀県文化財保護連盟 会長）								
6 お よ び 結 果	審査基準	別紙参照								
	審査経過	第1回選定委員会（文化財保護部会）（令和2年7月10日開催） 募集要項および選定基準を決定 第2回選定委員会（文化財保護部会）（令和2年10月21日開催） 申請書類の審査およびヒアリング・採点を実施 採点結果を基に指定管理者の候補者を選定								

	<p>指定管理者の候補者</p> <p>公益財団法人滋賀県文化財保護協会</p>																																					
	<p>評価結果、選定理由、選定理由、選定理由</p> <p>委員会の概要</p> <p>【評価結果】</p> <p>○選定基準に基づく採点結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>申請者</th><th>選定基準 1</th><th>選定基準 2</th><th>選定基準 3</th><th>選定基準 4</th><th>選定基準 5</th><th>選定基準 6</th><th>合計</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公益財団法人滋賀県文化財保護協会</td><td>12.4</td><td>54.0</td><td>64.6</td><td>90.8</td><td>8.6</td><td>4.2</td><td>234.6</td></tr> </tbody> </table> <p>※点数は各委員の平均値 (300点満点)</p> <p>○各委員の採点結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>申請者</th><th>A委員</th><th>B委員</th><th>C委員</th><th>D委員</th><th>E委員</th><th>合計</th><th>平均値</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公益財団法人滋賀県文化財保護協会</td><td>246</td><td>226</td><td>243</td><td>242</td><td>216</td><td>1,173</td><td>234.6</td></tr> </tbody> </table> <p>○提示額一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>申請者</th><th>提示額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公益財団法人滋賀県文化財保護協会</td><td>670,900,000円</td></tr> </tbody> </table> <p>【選定理由】</p> <p>利用者への利便性向上、魅力ある展示事業の展開などサービス向上を図るとともに、文化庁から「公開承認施設」の承認を受けるための条件を満たした人員を確保することとしている。また、今後のウィズ・コロナ時代を見据えてインターネットを活用したデジタル情報発信や、障害の有無にかかわらず楽しめるような展示提案を行っている。さらには、「彦根城の世界文化遺産登録の推進」、「『幻の安土城』復元プロジェクト」等、県が進める施策との連携についての提案を行っている。</p> <p>経費面では、施設維持経費の効率的な執行と利用料等収入の増を図ることとし、管理料の提示額は、670,900,000円で管理料参考額の範囲内であった。</p> <p>【指定管理者選定委員会の概要】</p> <p>(委員) 安土城考古博物館は、多岐にわたる収蔵品を有しているが、学芸員の専門分野を見ると、考古学が3名に対して、歴史分野は1名、美術工芸は一人もいない。収蔵品に見合った学芸員体制といえるのか。</p> <p>(申請者) 安土城考古博物館では、城郭・戦国時代と、考古・埋蔵文化財を中心に取り扱っている。人材育成の重要性については認識しており、国等の研修にも参加して研鑽を積んでいる。また、歴史分野の1名に加えて、今年度、保存科学が専門で日本画にも精通した学芸員を新たに採用し、ノウハウの継承に努めている。</p> <p>(委員) 運営基盤については、正味財産の額や流動資産の状況から、健全で問題ないものと評価できる。</p> <p>(委員) 興味の無い方に入館いただく方法として、3Dプリンタを使った手で触れる展示などの提案で、入館者の間口を広げようという思いを感じられた。</p> <p>上記の結果、公益財団法人滋賀県文化財保護協会を指定管理者の候補者として選定した。</p>	申請者	選定基準 1	選定基準 2	選定基準 3	選定基準 4	選定基準 5	選定基準 6	合計	公益財団法人滋賀県文化財保護協会	12.4	54.0	64.6	90.8	8.6	4.2	234.6	申請者	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	合計	平均値	公益財団法人滋賀県文化財保護協会	246	226	243	242	216	1,173	234.6	申請者	提示額	公益財団法人滋賀県文化財保護協会	670,900,000円	
申請者	選定基準 1	選定基準 2	選定基準 3	選定基準 4	選定基準 5	選定基準 6	合計																															
公益財団法人滋賀県文化財保護協会	12.4	54.0	64.6	90.8	8.6	4.2	234.6																															
申請者	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	合計	平均値																															
公益財団法人滋賀県文化財保護協会	246	226	243	242	216	1,173	234.6																															
申請者	提示額																																					
公益財団法人滋賀県文化財保護協会	670,900,000円																																					

〈審査の基準〉

滋賀県立安土城考古博物館

審査基準	審査項目	審査内容
1 事業計画の内容が県民の公平な利用を確保することができること。 (配点 15)	指定管理者の申請理由	公の施設を管理運営する指定管理者としての考え方が県民の利益に合致しているか。
	管理運営の基本方針	施設の設置目的を理解した基本方針となっているか。
	公平利用の確保	全般的に県民の公平な利用が図られる内容となっているか。
2 事業計画の内容が博物館の効用を最大限に發揮させるものであること。 (配点 75)	サービス向上の方策	利用者等のニーズを適格に把握し、それを踏まえた上での質の高いサービスの提供が可能となる内容となっているか。 また、利用者の苦情等のトラブルに対する未然防止と対処方法が図られているか。また、利用者の要望を把握し、それらに対応できる体制になっているか。
	利用促進の方策	施設の利用促進・利用者増に向けた具体的な取組がなされ、収入増対策が図られているか。
	展示業務、普及啓発事業の取り組み	提示された内容が、施設設置の目的・役割を考慮したものとなっているか、また、利用者の視点からみて魅力あるものとなっているか。
3 事業計画の内容が博物館の管理に係る経費の縮減が図られるものであること。 (配点 75)	博物館の管理運営	適正に管理運営ができる業務内容（外部への一部委託を含む）となっているか。 管理運営経費（外部への一部委託を含む）の縮減に取り組む姿勢はみられるか。
4 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有すること。 (配点 120)	実施体制	博物館の機能を安定的に発揮できる管理運営体制や人員配置の組織となっているか。 また博物館法第5条に規定する学芸員資格を有し、さらに文化財保護法第53条第1項ただし書に規定されている「公開承認施設」の要件をみたす学芸員を配置できる体制になっているか。 施設管理業務に関する知識等を有しているか。
	収支計画	利用促進と経費の縮減が図られ、かつ収入・支出のバランスがとれた計画になっているか。（収入増だけ、経費縮減だけの偏った計画になっていないか。）
	経営基盤	指定管理者としての経営基盤が安定しており、事業計画を実行できる能力を有しているか。
	業務実績	博物館またはこれに類する施設における良好な管理運営を行った実績を有しているか。
5 法令を遵守し、災害その他緊急時の対応能力を有すること (配点 10)	法令遵守	関係法令および条例等を遵守し、適正な管理運営ができるようになっているか。（個人情報の管理や情報公開への対応なども含む。）
	危機管理対策	災害・事故その他緊急時の危機管理体制が確立されているか。また、責任者による迅速な対応が可能か。
6 その他の基準 (配点 5)	県内における事業の展開	県内に主な事業所を置き、または置こうとして、県内における事業を積極的に展開しようとしているか。
	その他の取組み	管理業務の実施にあたって、環境への配慮や障害者の雇用、職場における人権への配慮がなされているか。

団体概要書

項目	内容													
事業者（法人、団体）名	公益財団法人滋賀県文化財保護協会													
代表者職・氏名	理事長 北川 正雄													
団体の所在地	滋賀県大津市瀬田南大萱町1732-2													
設立年月日	昭和45年4月8日（平成24年4月1日より公益財団法人に移行）													
資本金	令和2年4月1日現在	40,000千円												
従業者数	令和2年4月1日現在	49人												
主たる業務内容	1. 文化財の調査、研究および保護活用に関する事業 埋蔵文化財の発掘調査事業等 2. 文化財保護のための普及事業 情報誌等の刊行、講演会・研究会・展示会等の開催 3. 公立文化施設の管理運営事業 滋賀県立安土城考古博物館、滋賀県埋蔵文化財センター、滋賀県立琵琶湖文化館の管理運営 4. 文化財保護資金・文化財活用資金の貸付事業 国・県・市町の指定文化財の保護・保存を目的とした修理等にかかる資金の貸付および文化財活用事業にかかる資金の貸付 5. その他、この法人の目的を達成するために必要な事業													
類似施設の管理に関する過去の業務実績	1. 滋賀県立近江風土記の丘資料館の管理運営 （昭和45年4月8日～平成4年3月31日） 2. 滋賀県埋蔵文化財センターの管理運営 （昭和55年4月1日～現在に至る） 3. 滋賀県立琵琶湖文化館の管理運営 （平成10年4月1日～現在に至る。但し、平成18年4月1日～平成20年3月31日は指定管理者として運営）													
特記事項	1. 埋蔵文化財発掘調査事業等の受託 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 30%; text-align: center;">件数</th> <th style="width: 40%; text-align: center;">金額（消費税別）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発掘調査</td> <td style="text-align: center;">1,787件</td> <td style="text-align: center;">22,438,213千円</td> </tr> <tr> <td>整理調査</td> <td style="text-align: center;">787件</td> <td style="text-align: center;">7,254,968千円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td style="text-align: center;">2,574件</td> <td style="text-align: center;">29,693,181千円</td> </tr> </tbody> </table> (令和2年3月31日現在) 2. 文化財保護資金貸付事業 355件 1,259,814千円 (令和2年3月31日現在) 3. 文化財活用資金貸付事業 1件 3,000千円 (令和2年3月31日現在)			件数	金額（消費税別）	発掘調査	1,787件	22,438,213千円	整理調査	787件	7,254,968千円	計	2,574件	29,693,181千円
	件数	金額（消費税別）												
発掘調査	1,787件	22,438,213千円												
整理調査	787件	7,254,968千円												
計	2,574件	29,693,181千円												

公の施設における指定管理者指定による効果

【課名:文化財保護課】

(単位:千円)

施設名	指定管理者名	募集方法	指定期間 (年)	指定管理料総額(債務負担行為額)		増 減		今回の指定による効果の概要			
				A	B	C=B/A	D	C-D	行政サービスの向上	管理運営の効率化	その他
滋賀県立安土城考古博物館	公益財団法人滋賀県文化財保護協会	公募	5	670,900	645,485	129,097	129,145	△ 48	<ul style="list-style-type: none"> ・入館者のニーズに対応した運営・施設整備 ・博学連携の一層の強化 ・夏休み中の「体験博物館」の充実 ・旅行会社や地元観光機関と連携した観光客の誘致 	<ul style="list-style-type: none"> ・光熱水費の節減、契約の見直し ・一括発注や入札による経費削減 ・優待サービスの拡大による訪客強化 ・ミュージアムショップや図録販売拡大の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・「公開承認施設」としての機能を維持する人員体制の確保 ・生涯学習の振興 ・学校教育における学習機会の提供

令和2年(2020年)12月14日

文化スポーツ部スポーツ課

指定管理者選定委員会における候補者の選定結果概要

(課名:スポーツ課)

1 施設名	滋賀県立栗東体育館										
2 施設の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地面積: 5,581.00m² ・建築面積: 2,919.77m² ・延床面積: 3,201.18m² ・施設構造: 鉄筋コンクリート造2階建 										
3 募集概要	<ul style="list-style-type: none"> ・施設内容: (所在地) 栗東市上鈎514 アリーナ 1648.40m²、観客席150席、 トレーニング室90m²、会議室、駐車場(30台) 										
4 応募状況	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">申 請 者</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">グループの構成 (グループ申請の場合)</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">所在地</th> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">滋賀県大津市松本一丁目2-20</td> <td style="text-align: center;">公益財団法人滋賀県スポーツ協会</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">合計1者</p>		申 請 者	グループの構成 (グループ申請の場合)		所在地	名 称		滋賀県大津市松本一丁目2-20	公益財団法人滋賀県スポーツ協会	-
申 請 者	グループの構成 (グループ申請の場合)										
所在地	名 称										
滋賀県大津市松本一丁目2-20	公益財団法人滋賀県スポーツ協会	-									
5 審査の概要および結果	<p>審査方式</p> <p>滋賀県文化スポーツ部指定管理者選定委員会(スポーツ部会)において、申請書類の内容について申請者からヒアリングを実施し、あらかじめ定めた選定基準に基づく審査・採点を行い、その採点結果を基に指定管理者の候補者を選定する。</p> <p>選定委員会委員(スポーツ部会) *部会長(50音順、敬称略)</p> <p>*豊田 則成(びわこ成蹊スポーツ大学副学長) 竹内 恵子(滋賀県身体障害者福祉協会常務理事) 藤 崇之(公認会計士) 松永 敬子(龍谷大学経営学部教授) 山口 昭二(滋賀県スポーツ推進委員協議会副会長)</p> <p>審査基準</p> <p>別紙参照</p> <p>審査経過</p> <p>滋賀県文化スポーツ部指定管理者選定委員会 (開催日) 令和2年10月23日 (内 容) 申請書類の内容についてのヒアリングを実施、審査基準に基づく審査・採点、採点結果を基に審議、指定管理者の候補者を選定</p>										

審 查 結 果	指定管理者の候補者	公益財団法人滋賀県スポーツ協会																																			
	評価結果、選定理由、選定委員会の概要	<p>【評価結果】</p> <p>○選定基準に基づく採点結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>申請者</th><th>選定基準1</th><th>選定基準2</th><th>選定基準3</th><th>選定基準4</th><th>選定基準5</th><th>選定基準6</th><th>合計</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公益財団法人滋賀県スポーツ協会</td><td>24.8</td><td>65.0</td><td>57.0</td><td>71.4</td><td>15.2</td><td>7.2</td><td>240.6</td></tr> </tbody> </table> <p>※点数は各委員の平均値 (300点満点)</p> <p>○各委員の採点結果 (5名中5名出席)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>申請者</th><th>A委員</th><th>B委員</th><th>C委員</th><th>D委員</th><th>E委員</th><th>合計</th><th>平均値</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公益財団法人滋賀県スポーツ協会</td><td>236</td><td>218</td><td>256</td><td>241</td><td>252</td><td>1,203</td><td>240.6</td></tr> </tbody> </table> <p>○提示額一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>申請者</th><th>提示額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公益財団法人滋賀県スポーツ協会</td><td>163,430,000円</td></tr> </tbody> </table> <p>【選定理由】</p> <p>申請者の事業計画を審査した結果、県民の公平利用の確保を図るとともに、個人利用においてポイント制の導入による料金割引等を導入するなど、サービスの向上に取組むこととしている。</p> <p>また、管理運営の効率化に関する提案もあり、指定管理料の提示額が参考額を下回っていることなどから、審査基準を全て満たしていると判断されたため。</p> <p>【指定管理者選定委員会の概要】</p> <p>(委員) 電気使用量が増えている理由は。</p> <p>(申請者) 热中症対策のため極力冷房を利用するよう利用者にお願いしたことが大きい。</p> <p>(委員) R 1はコロナの影響を受けてあまり利用人数は変わらなかったのか。</p> <p>(申請者) 県外や個人利用は減っているが、利用者の多くを占める県内の団体利用が大きく変わらなかつたため。</p> <p>(委員) アンケートについて、ほぼ満足との結果だが今後のサービス向上のためにも不満要素を拾うことも検討してほしい。</p> <p>以上の結果、公益財団法人滋賀県スポーツ協会を指定管理者の候補者として選定した。</p>	申請者	選定基準1	選定基準2	選定基準3	選定基準4	選定基準5	選定基準6	合計	公益財団法人滋賀県スポーツ協会	24.8	65.0	57.0	71.4	15.2	7.2	240.6	申請者	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	合計	平均値	公益財団法人滋賀県スポーツ協会	236	218	256	241	252	1,203	240.6	申請者	提示額	公益財団法人滋賀県スポーツ協会
申請者	選定基準1	選定基準2	選定基準3	選定基準4	選定基準5	選定基準6	合計																														
公益財団法人滋賀県スポーツ協会	24.8	65.0	57.0	71.4	15.2	7.2	240.6																														
申請者	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	合計	平均値																														
公益財団法人滋賀県スポーツ協会	236	218	256	241	252	1,203	240.6																														
申請者	提示額																																				
公益財団法人滋賀県スポーツ協会	163,430,000円																																				

選定基準、審査項目および審査内容（栗東体育館）

選定基準	審査項目	審査内容
(1) 事業計画の内容が県民の公平な利用を確保することができるものであること。 (配点: 30)	指定管理者の申請理由	公の施設を管理運営する指定管理者としての考え方が県民の利益に合致しているか。 (10)
	管理運営の基本方針	施設の設置目的を理解した基本方針となっているか。 (10)
	公平利用の確保	全般的に県民の公平な利用が図られる内容となっているか。 (10)
(2) 事業計画の内容が施設の効用を最大限に發揮させるものであること。 (配点: 75)	サービスの向上	利用者等のニーズを想定し、それらにあった質の高いサービスの提供が可能となる内容となっているか。 利用者の苦情等のトラブルに対する未然防止と対処方法が図られているか。また、要望を把握し、それらに対応できる体制になっているか。 (25)
	利用促進	施設の利用促進・利用者増に向けた具体的な取組がなされ、収入増が図られているか。 (25)
	自主事業の取組	自主事業の提案が利用者の立場にたって創意工夫がなされているか。 (25)
(3) 事業計画の内容が施設の管理に係る経費の縮減が図られるものであること。 (配点: 75)	施設の管理運営	適正に管理運営ができる業務内容（外部への一部委託を含む）となっているか。 (30)
		管理運営の経費（外部への一部委託を含む）の縮減が図られているか。 (30)
	ネーミングライツパートナーの提案	指定管理者が、各施設のネーミングライツパートナー募集要項に基づくネーミングライツパートナーの提案を行っているか。 (15)
(4) 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有すること。 (配点: 90)	実施体制	施設の機能を充分に発揮できる管理運営体制や人員配置の組織となっているか。 (20)
		施設管理業務に関する知識等を有しているか。 (20)
		十分な安全対策を講じているか。 (20)
	収支計画	利用促進と経費の縮減が図られ、かつ収入・支出のバランスがとれた計画になっているか。（収入増だけ、経費縮減だけの偏った計画になっていないか。） (5)
	経営基盤	指定管理者としての経営基盤が安定しており、事業計画を実行できる能力を有しているか。 (20)
	業務実績	スポーツ施設（社会教育施設）またはこれに類する施設における良好な管理運営を行った実績を有しているか。 (5)
(5) 法令を遵守し、災害その他緊急時の対応能力を有すること。 (配点: 20)	法令遵守	関係法令および条例等を遵守し、適正な管理運営ができるようになっているか。（個人情報の管理や情報公開への対応なども含む） (10)
	危機管理対策	災害その他緊急時の危機管理体制が確立されているか。また、責任者による迅速な対応が可能か。 (10)
(6) その他の基準 (配点: 10)	県内における事業の展開	県内に主な事業所を置き、または置こうとして、県内における事業を積極的に展開しようとしているか。 (5)
	その他の取組	管理業務の実施にあたって、環境への配慮や、サービスの向上を図るために人材育成、さらに障害者の雇用や職場における人権への配慮がなされているか。 (5)

団体概要書

項目	内容	
事業者（法人、団体）名	公益財団法人滋賀県スポーツ協会	
代表者職・氏名	会長 河本 英典	
団体の所在地	滋賀県大津市松本1丁目2番20号	
設立年月日	大正14年5月17日	
資本金	60,000千円（令和2年4月1日現在）	
従業者数	令和2年4月1日現在	81人
主たる業務内容	(1) 県民総スポーツの普及・振興に関すること (2) 競技力の向上に関すること (3) 国民体育大会等全国規模の各種スポーツ大会の選手・指導者等の選考および派遣に関すること (4) 社会体育施設の管理運営およびその活用によるスポーツ等の機会の提供に関すること (5) 各種スポーツ大会の開催に関すること (6) 地域スポーツクラブ等スポーツ組織の育成支援に関すること (7) スポーツ少年団の育成および青少年スポーツの振興に関すること (8) スポーツ指導者の育成および活用に関すること (9) スポーツに係る障害予防・健康管理に関すること (10) スポーツ振興に関する各種表彰に関すること (11) スポーツに関する広報、情報の提供および調査研究に関すること (12) 加盟団体の組織の充実強化に関すること (13) 公益財団法人日本体育協会の加盟団体として必要な事業に関すること (14) その他協会の目的を達成するために必要な事業を行うこと	
類似施設の管理に関する過去の業務実績	(1) 滋賀県立長浜ドーム 平成18年度～平成20年度（第1期）指定管理者 平成21年度～平成25年度（第2期）指定管理者 平成26年度～平成30年度（第3期）指定管理者 令和元年度～令和6年度（第4期）指定管理者 (2) 滋賀県立体育館 平成18年度～平成20年度（第1期）指定管理者 平成21年度～平成25年度（第2期）指定管理者 平成26年度～平成30年度（第3期）指定管理者 令和元年度～令和6年度（第4期）指定管理者 (3) 滋賀県立栗東体育館 平成18年度～平成19年度（第1期）指定管理者 平成20年度～平成22年度（第2期）指定管理者 平成23年度（第3期）指定管理者 平成24年度（第4期）指定管理者 平成25年度（第5期）指定管理者 平成26年度（第6期）指定管理者	

	<p>平成27年度 (第7期) 指定管理者 平成28年度～令和2年度 (第8期) 指定管理者</p> <p>(4) 滋賀県立武道館 平成18年度～平成20年度 (第1期) 指定管理者 平成21年度～平成25年度 (第2期) 指定管理者 平成26年度～平成30年度 (第3期) 指定管理者 令和元年度～令和6年度 (第4期) 指定管理者</p> <p>(5) 滋賀県立スポーツ会館 平成18年度～平成22年度 (第1期) 指定管理者 平成23年度～平成27年度 (第2期) 指定管理者 平成28年度～令和2年度 (第3期) 指定管理者</p> <p>(6) 滋賀県立アイスアリーナ 平成18年度～平成22年度 (第1期) 指定管理者 平成23年度～平成27年度 (第2期) 指定管理者 平成28年度～令和2年度 (第3期) 指定管理者</p> <p>(7) 滋賀県立彦根総合運動場 平成18年度～平成20年度 (第1期) 指定管理者 平成21年度～平成25年度 (第2期) 指定管理者 平成26年度～平成30年度 (第3期) 指定管理者 令和元年度～令和2年度 (第4期) 指定管理者</p> <p>(8) 滋賀県立琵琶湖漕艇場 平成18年度～平成22年度 (第1期) 指定管理者 平成23年度～平成27年度 (第2期) 指定管理者 平成28年度～平成30年度 (第3期) 指定管理者 令和元年度 (第4期) 指定管理者 令和2年度 (第5期) 指定管理者</p> <p>(9) 滋賀県立柳が崎ヨットハーバー 平成18年度～平成22年度 (第1期) 指定管理者 平成23年度～平成27年度 (第2期) 指定管理者 平成28年度～令和2年度 (第3期) 指定管理者</p>
特記事項	<p>平成24年4月 公益財団法人滋賀県体育協会に認定 平成30年4月 公益財団法人滋賀県スポーツ協会に名称変更</p>

公の施設における指定管理者指定による効果

【課名:スポーツ課】

(単位:千円)

施設名	指定管理者名	募集方法	指定期間 (年)	指定管理料総額(債務負担行為額)			増 減		今回の指定による効果の概要		
				A	うち 一般財源 B	単年度 換算 C=B/A	D	C-D	行政サービスの向上	管理運営の効率化	その他
滋賀県立栗東体育館	公益財団法人滋賀県スポーツ協会	公募	5	163,430	157,755	31,551	32,687	△ 1,136	・施設の安全確保や危機管理の徹底 ・個人利用の受付簡素化やポイントカードの導入による料金割引 ・アンケート実施などによるニーズの把握 ・みんなの声BOXの設置	・事務局本部との一体的管理による経費縮減 ・施設整備等の計画に基づくライフサイクルマネジメントの実施による長期的な視点からの管理コストの縮減 ・省エネルギー対策の実施	・スポーツ教室など自主事業の充実 ・国スポ開催を見据えた次世代の育成 ・新型コロナウイルス感染症対策の徹底

指定管理者選定委員会における候補者の選定結果概要

(課名:スポーツ課)

1 施設名		滋賀県立スポーツ会館							
2 施設の概要		<ul style="list-style-type: none"> ・敷地面積 : 2,173.80m² ・建築面積 : 1,324.62m² ・延床面積 : 3,061.02m² ・施設構造 : 鉄骨造 3階建 <ul style="list-style-type: none"> ・施設内容 : (所在地) 大津市御陵町4-1 アリーナ 580. m² (バスケットボール1面、バレー・ボール1面) トレーニング室 240m² 測定室A、B 228.5m² スポーツビジョン測定室、宿泊室48名、会議室他 							
3 申請受付期間		令和2年9月1日 ~ 令和2年10月2日							
募 集 概 要	4 指定期間		令和3年4月1日 ~ 令和5年3月31日 (2年間)						
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">管理業務内容</td> <td style="padding: 2px; vertical-align: top;"> (1) 健康・体力診断に基づく運動プログラムの提供 (2) 科学的トレーニングによる基礎体力の養成 (3) 体育・スポーツの指導者の養成および研修 (4) 体育・スポーツの科学的研究 (5) 測定室、トレーニング室、アリーナ、会議室、宿泊室その他の施設および設備器具の提供 (6) 体育・スポーツの普及振興を図るための各種の行事の実施 (7) その他スポーツ会館の設置の目的を達成するために必要な業務 </td> </tr> </table>		管理業務内容	(1) 健康・体力診断に基づく運動プログラムの提供 (2) 科学的トレーニングによる基礎体力の養成 (3) 体育・スポーツの指導者の養成および研修 (4) 体育・スポーツの科学的研究 (5) 測定室、トレーニング室、アリーナ、会議室、宿泊室その他の施設および設備器具の提供 (6) 体育・スポーツの普及振興を図るための各種の行事の実施 (7) その他スポーツ会館の設置の目的を達成するために必要な業務					
管理業務内容	(1) 健康・体力診断に基づく運動プログラムの提供 (2) 科学的トレーニングによる基礎体力の養成 (3) 体育・スポーツの指導者の養成および研修 (4) 体育・スポーツの科学的研究 (5) 測定室、トレーニング室、アリーナ、会議室、宿泊室その他の施設および設備器具の提供 (6) 体育・スポーツの普及振興を図るための各種の行事の実施 (7) その他スポーツ会館の設置の目的を達成するために必要な業務								
5 応募状況		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">申請者</th> <th style="width: 50%;">グループの構成 (グループ申請の場合)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">所在地</td> <td style="text-align: center;">名称</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">滋賀県大津市松本一丁目2-20</td> <td style="text-align: center;">公益財団法人滋賀県スポーツ協会・日本管財株式会社 グループ</td> </tr> </tbody> </table>		申請者	グループの構成 (グループ申請の場合)	所在地	名称	滋賀県大津市松本一丁目2-20	公益財団法人滋賀県スポーツ協会・日本管財株式会社 グループ
申請者	グループの構成 (グループ申請の場合)								
所在地	名称								
滋賀県大津市松本一丁目2-20	公益財団法人滋賀県スポーツ協会・日本管財株式会社 グループ								
		合計1者							
審査の概要および結果	6 審査方式		滋賀県文化スポーツ部指定管理者選定委員会(スポーツ部会)において、申請書類の内容について申請者からヒアリングを実施し、あらかじめ定めた選定基準に基づく審査・採点を行い、その採点結果を基に指定管理者の候補者を選定する。						
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">選定委員会委員 (スポーツ部会) *部会長 (50音順、敬称略)</td> <td style="width: 50%;">*豊田 則成 (びわこ成蹊スポーツ大学副学長) 竹内 恵子 (滋賀県身体障害者福祉協会常務理事) 藤 崇之 (公認会計士) 松永 敬子 (龍谷大学経営学部教授) 山口 昭二 (滋賀県スポーツ推進委員協議会副会長)</td> </tr> </table>		選定委員会委員 (スポーツ部会) *部会長 (50音順、敬称略)	*豊田 則成 (びわこ成蹊スポーツ大学副学長) 竹内 恵子 (滋賀県身体障害者福祉協会常務理事) 藤 崇之 (公認会計士) 松永 敬子 (龍谷大学経営学部教授) 山口 昭二 (滋賀県スポーツ推進委員協議会副会長)					
選定委員会委員 (スポーツ部会) *部会長 (50音順、敬称略)	*豊田 則成 (びわこ成蹊スポーツ大学副学長) 竹内 恵子 (滋賀県身体障害者福祉協会常務理事) 藤 崇之 (公認会計士) 松永 敬子 (龍谷大学経営学部教授) 山口 昭二 (滋賀県スポーツ推進委員協議会副会長)								
7 審査基準		別紙参照							

	審査経過	滋賀県文化スポーツ部指定管理者選定委員会 (開催日) 令和2年10月19日 (内容) 申請書類の内容についてのヒアリングを実施、審査基準に基づく審査・採点、採点結果を基に審議、指定管理者の候補者を選定																																				
	指定管理者の候補者	公益財団法人滋賀県スポーツ協会・日本管財株式会社グループ																																				
	評価結果、選定理由、選定委員会の概要	<p>【評価結果】</p> <p>○選定基準に基づく採点結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>申請者</th><th>選定基準1</th><th>選定基準2</th><th>選定基準3</th><th>選定基準4</th><th>選定基準5</th><th>選定基準6</th><th>合計</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公益財団法人滋賀県スポーツ協会・日本管財株式会社グループ</td><td>24.4</td><td>57.0</td><td>55.2</td><td>66.0</td><td>14.8</td><td>7.6</td><td>225.0</td></tr> </tbody> </table> <p>※点数は各委員の平均値 (300点満点)</p> <p>○各委員の採点結果 (5名中5名出席)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>申請者</th><th>A委員</th><th>B委員</th><th>C委員</th><th>D委員</th><th>E委員</th><th>合計</th><th>平均値</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公益財団法人滋賀県スポーツ協会・日本管財株式会社グループ</td><td>239</td><td>209</td><td>222</td><td>232</td><td>223</td><td>1,125</td><td>225.0</td></tr> </tbody> </table> <p>○提示額一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>申請者</th><th>提示額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公益財団法人滋賀県スポーツ協会・日本管財株式会社グループ</td><td>82,440,000円</td></tr> </tbody> </table> <p>【選定理由】</p> <p>申請者の事業計画を審査した結果、県民の公平利用の確保を図るとともに、アンケート実施によるニーズの把握など、サービスの向上に取組むこととしている。</p> <p>また、管理運営の効率化に関する提案もあり、指定管理料の提示額が参考額を下回っていることなどから、審査基準を全て満たしていると判断されたため。</p> <p>【指定管理者選定委員会の概要】</p> <p>(委員) 施設運営の中で常に責任者が配置されているか。</p> <p>(申請者) 日中については、責任者を必ず配置している。</p> <p>(委員) 学校の長期休暇時において施設の休館日に開館することは、行政サービスとしては良いが、職員に過剰に負担をかけることにならないか。</p> <p>(申請者) 長期休暇時は職員の勤務も普段と違うが、勤務シフトについては、大きく変わらないように工夫している。</p> <p>(委員) 日本管財は他の施設も管理しているが、共同で管理する理由は。</p> <p>(申請者) それぞれの強みを活かしてバランスのとれた運営ができると考えている。</p> <p>以上の結果、公益財団法人滋賀県スポーツ協会・日本管財株式会社グループを指定管理者の候補者として選定した。</p>	申請者	選定基準1	選定基準2	選定基準3	選定基準4	選定基準5	選定基準6	合計	公益財団法人滋賀県スポーツ協会・日本管財株式会社グループ	24.4	57.0	55.2	66.0	14.8	7.6	225.0	申請者	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	合計	平均値	公益財団法人滋賀県スポーツ協会・日本管財株式会社グループ	239	209	222	232	223	1,125	225.0	申請者	提示額	公益財団法人滋賀県スポーツ協会・日本管財株式会社グループ	82,440,000円
申請者	選定基準1	選定基準2	選定基準3	選定基準4	選定基準5	選定基準6	合計																															
公益財団法人滋賀県スポーツ協会・日本管財株式会社グループ	24.4	57.0	55.2	66.0	14.8	7.6	225.0																															
申請者	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	合計	平均値																															
公益財団法人滋賀県スポーツ協会・日本管財株式会社グループ	239	209	222	232	223	1,125	225.0																															
申請者	提示額																																					
公益財団法人滋賀県スポーツ協会・日本管財株式会社グループ	82,440,000円																																					

選定基準、審査項目および審査内容（スポーツ会館）

選定基準	審査項目	審査内容
(1) 事業計画の内容が県民の公平な利用を確保することができるものであること。 (配点: 30)	指定管理者の申請理由	公の施設を管理運営する指定管理者としての考え方が県民の利益に合致しているか。 (10)
	管理運営の基本方針	施設の設置目的を理解した基本方針となっているか。 (10)
	公平利用の確保	全般的に県民の公平な利用が図られる内容となっているか。 (10)
(2) 事業計画の内容が施設の効用を最大限に發揮させることである。 (配点: 75)	サービスの向上	利用者等のニーズを想定し、それらにあった質の高いサービスの提供が可能となる内容となっているか。 利用者の苦情等のトラブルに対する未然防止と対処方法が図られているか。また、要望を把握し、それらに対応できる体制になっているか。 (25)
	利用促進	施設の利用促進・利用者増に向けた具体的な取組がなされ、収入増が図られているか。 (25)
	自主事業の取組	自主事業の提案が利用者の立場にたって創意工夫がなされているか。 (25)
(3) 事業計画の内容が施設の管理に係る経費の縮減が図られるものであること。 (配点: 75)	施設の管理運営	適正に管理運営ができる業務内容（外部への一部委託を含む）となっているか。 (30)
		管理運営の経費（外部への一部委託を含む）の縮減が図られているか。 (30)
	ネーミングライツパートナーの提案	指定管理者が、各施設のネーミングライツパートナー募集要項に基づくネーミングライツパートナーの提案を行っているか。 (15)
(4) 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有すること。 (配点: 90)	実施体制	施設の機能を充分に発揮できる管理運営体制や人員配置の組織となっているか。 (20)
		施設管理業務に関する知識等を有しているか。 (20)
		十分な安全対策を講じているか。 (20)
	収支計画	利用促進と経費の縮減が図られ、かつ収入・支出のバランスがとれた計画になっているか。（収入増だけ、経費縮減だけの偏った計画になっていないか。） (5)
	経営基盤	指定管理者としての経営基盤が安定しており、事業計画を実行できる能力を有しているか。 (20)
	業務実績	スポーツ施設（社会教育施設）またはこれに類する施設における良好な管理運営を行った実績を有しているか。 (5)
(5) 法令を遵守し、災害その他緊急時の対応能力を有すること。 (配点: 20)	法令遵守	関係法令および条例等を遵守し、適正な管理運営ができるようになっているか。（個人情報の管理や情報公開への対応なども含む） (10)
	危機管理対策	災害その他緊急時の危機管理体制が確立されているか。また、責任者による迅速な対応が可能か。 (10)
(6) その他の基準 (配点: 10)	県内における事業の展開	県内に主な事業所を置き、または置こうとして、県内における事業を積極的に展開しようとしているか。 (5)
	その他の取組	管理業務の実施にあたって、環境への配慮や、サービスの向上を図るために人材育成、さらに障害者の雇用や職場における人権への配慮がなされているか。 (5)

団体概要書

項目	内容	
事業者(法人、団体)名	(公益財団法人滋賀県スポーツ協会・日本管財株式会社グループ代表)公益財団法人滋賀県スポーツ協会	
代表者職・氏名	会長 河本 英典	
団体の所在地	滋賀県大津市松本1丁目2番20号	
設立年月日	大正14年5月17日	
資本金	60,000千円(令和2年4月1日現在)	
従業者数	令和2年4月1日現在	81人
主たる業務内容	(1) 県民総スポーツの普及・振興に関すること (2) 競技力の向上に関すること (3) 国民体育大会等全国規模の各種スポーツ大会の選手・指導者等の選考および派遣に関すること (4) 社会体育施設の管理運営およびその活用によるスポーツ等の機会の提供に関すること (5) 各種スポーツ大会の開催に関すること (6) 地域スポーツクラブ等スポーツ組織の育成支援に関すること (7) スポーツ少年団の育成および青少年スポーツの振興に関すること (8) スポーツ指導者の育成および活用に関すること (9) スポーツに係る障害予防・健康管理に関すること (10) スポーツ振興に関する各種表彰に関すること (11) スポーツに関する広報、情報の提供および調査研究に関すること (12) 加盟団体の組織の充実強化に関すること (13) 公益財団法人日本体育協会の加盟団体として必要な事業に関すること (14) その他協会の目的を達成するために必要な事業を行うこと	
類似施設の管理に関する過去の業務実績	(1) 滋賀県立長浜ドーム 平成18年度～平成20年度(第1期) 指定管理者 平成21年度～平成25年度(第2期) 指定管理者 平成26年度～平成30年度(第3期) 指定管理者 令和元年度～令和6年度(第4期) 指定管理者 (2) 滋賀県立体育館 平成18年度～平成20年度(第1期) 指定管理者 平成21年度～平成25年度(第2期) 指定管理者 平成26年度～平成30年度(第3期) 指定管理者 令和元年度～令和6年度(第4期) 指定管理者 (3) 滋賀県立栗東体育館 平成18年度～平成19年度(第1期) 指定管理者 平成20年度～平成22年度(第2期) 指定管理者 平成23年度(第3期) 指定管理者 平成24年度(第4期) 指定管理者 平成25年度(第5期) 指定管理者 平成26年度(第6期) 指定管理者	

	<p>平成27年度 (第7期) 指定管理者 平成28年度～令和2年度 (第8期) 指定管理者</p> <p>(4) 滋賀県立武道館 平成18年度～平成20年度 (第1期) 指定管理者 平成21年度～平成25年度 (第2期) 指定管理者 平成26年度～平成30年度 (第3期) 指定管理者 令和元年度～令和6年度 (第4期) 指定管理者</p> <p>(5) 滋賀県立スポーツ会館 平成18年度～平成22年度 (第1期) 指定管理者 平成23年度～平成27年度 (第2期) 指定管理者 平成28年度～令和2年度 (第3期) 指定管理者</p> <p>(6) 滋賀県立アイスアリーナ 平成18年度～平成22年度 (第1期) 指定管理者 平成23年度～平成27年度 (第2期) 指定管理者 平成28年度～令和2年度 (第3期) 指定管理者</p> <p>(7) 滋賀県立彦根総合運動場 平成18年度～平成20年度 (第1期) 指定管理者 平成21年度～平成25年度 (第2期) 指定管理者 平成26年度～平成30年度 (第3期) 指定管理者 令和元年度～令和2年度 (第4期) 指定管理者</p> <p>(8) 滋賀県立琵琶湖漕艇場 平成18年度～平成22年度 (第1期) 指定管理者 平成23年度～平成27年度 (第2期) 指定管理者 平成28年度～平成30年度 (第3期) 指定管理者 令和元年度 (第4期) 指定管理者 令和2年度 (第5期) 指定管理者</p> <p>(9) 滋賀県立柳ヶ崎ヨットハーバー 平成18年度～平成22年度 (第1期) 指定管理者 平成23年度～平成27年度 (第2期) 指定管理者 平成28年度～令和2年度 (第3期) 指定管理者</p>
特記事項	<p>平成24年4月 公益財団法人滋賀県体育協会に認定 平成30年4月 公益財団法人滋賀県スポーツ協会に名称変更</p>

団体概要書

項目	内容	
事業者(法人、団体)名	(公益財団法人滋賀県スポーツ協会・日本管財株式会社グループ構成員)日本管財株式会社	
代表者職・氏名	代表取締役社長 福田 慎太郎	
団体の所在地	兵庫県西宮市六湛寺町9番16号	
設立年月日	昭和40年10月27日	
資本金	3,000,000千円(令和2年3月31日現在)	
従業者数	令和2年3月31日現在	9,752人
主たる業務内容	(1)建物及び関連設備に関するメンテナンス業務 (2)警備の請負及び警備の保障に関する業務 (3)焼却炉、上水道、下水道、その他環境衛生施設の設備運転維持及び点検保守管理業務 (4)産業廃棄物の処理に関する業務 (5)消防、昇降機、冷暖房、空気調和、給排水、衛生設備等の諸工事及び点検保守管理業務 他	
類似施設の管理に関する過去の業務実績	(1) 滋賀県スポーツ会館 平成23年度～平成27年度(第2期) 指定管理者 平成28年度～令和2年度(第3期) 指定管理者 滋賀県立スポーツ会館 ((公財)滋賀県スポーツ協会・日本管財(株)グループ) (2) 国分寺市体育施設(8施設) 平成30年度～令和4年度 指定管理者	
特記事項	平成24年4月 公益財団法人滋賀県体育協会に認定 平成30年4月 公益財団法人滋賀県スポーツ協会に名称変更	

公の施設における指定管理者指定による効果

【課名:スポーツ課】

(単位:千円)

施設名	指定管理者名	募集方法	指定期間 (年) A	指定管理料総額(債務負担行為額)			増 減		今回の指定による効果の概要		
				うち 一般財源 B	単年度 換算 C=B/A	令2年度 一般財源 D	増減 C-D	行政サービスの向上	管理運営の効率化	その他	
滋賀県立スポーツ会館	公益財団法人滋賀県スポーツ協会・日本管財株式会社グループ	公募	2	82,440	80,220	40,110	40,657	△ 547	・施設の安全確保や危機管理の徹底 ・アンケート実施などによるニーズの把握 ・みんなの声BOXの設置	・事務局本部との一体的管理による管理経費縮減 ・専門事業者とのグループ化による施設の長寿化対策やライフサイクルコストの削減など長期的視点からの維持管理 ・省エネルギー対策の実施	・熱中症指標計(WBGT計)の設置 ・スポーツ教室など自主事業の充実 ・新型コロナウイルス感染症対策の徹底

指定管理者選定委員会における候補者の選定結果概要

(課名:スポーツ課)

1 施設名	滋賀県立アイスアリーナ													
2 施設の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地面積 : 25,707.00m² ・建築面積 : 6,140.57m² ・延床面積 : 7,752.37m² ・施設構造 : 鉄筋コンクリート造2階建 <ul style="list-style-type: none"> ・施設内容 : (所在地) 大津市瀬田大江町17-3 屋内アイスリンク 60m×30m、国際規格 アリーナ 1,800m² 観客席 固定席1,350席、可動席672席 													
3 募集概要	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 10%;">募集方法</td> <td>公募</td> </tr> <tr> <td>募集要項配布期間</td> <td>令和2年9月1日 ~ 令和2年10月2日</td> </tr> <tr> <td>申請受付期間</td> <td>令和2年9月1日 ~ 令和2年10月2日</td> </tr> <tr> <td>指定期間</td> <td>令和3年4月1日 ~ 令和8年3月31日(5年間)</td> </tr> <tr> <td>管理業務内容</td> <td>(1) アイススケート場、アリーナ、会議室その他の施設および設備器具の提供 (2) 体育・スポーツの普及振興を図るための各種の行事の実施 (3) その他アイスアリーナの設置の目的を達成するために必要な業務</td> </tr> <tr> <td>管理料参考額</td> <td>88,840,000円(消費税および地方消費税を含む。)</td> </tr> </table>		募集方法	公募	募集要項配布期間	令和2年9月1日 ~ 令和2年10月2日	申請受付期間	令和2年9月1日 ~ 令和2年10月2日	指定期間	令和3年4月1日 ~ 令和8年3月31日(5年間)	管理業務内容	(1) アイススケート場、アリーナ、会議室その他の施設および設備器具の提供 (2) 体育・スポーツの普及振興を図るための各種の行事の実施 (3) その他アイスアリーナの設置の目的を達成するために必要な業務	管理料参考額	88,840,000円(消費税および地方消費税を含む。)
募集方法	公募													
募集要項配布期間	令和2年9月1日 ~ 令和2年10月2日													
申請受付期間	令和2年9月1日 ~ 令和2年10月2日													
指定期間	令和3年4月1日 ~ 令和8年3月31日(5年間)													
管理業務内容	(1) アイススケート場、アリーナ、会議室その他の施設および設備器具の提供 (2) 体育・スポーツの普及振興を図るための各種の行事の実施 (3) その他アイスアリーナの設置の目的を達成するために必要な業務													
管理料参考額	88,840,000円(消費税および地方消費税を含む。)													
4 応募状況	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">申 請 者</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">グループの構成 (グループ申請の場合)</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">所在</th> <th style="text-align: center;">称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">滋賀県大津市松本一丁目2-20</td> <td style="text-align: center;">S P N グループ</td> <td style="text-align: center;">公益財団法人滋賀県スポーツ協会 株式会社パティネレジャー 株式会社ナショナルメンテナンス</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">合計1者</p>		申 請 者		グループの構成 (グループ申請の場合)	所在	称	滋賀県大津市松本一丁目2-20	S P N グループ	公益財団法人滋賀県スポーツ協会 株式会社パティネレジャー 株式会社ナショナルメンテナンス				
申 請 者		グループの構成 (グループ申請の場合)												
所在	称													
滋賀県大津市松本一丁目2-20	S P N グループ	公益財団法人滋賀県スポーツ協会 株式会社パティネレジャー 株式会社ナショナルメンテナンス												
5 審査の概要および結果	<p>審査方式</p> <p>滋賀県文化スポーツ部指定管理者選定委員会(スポーツ部会)において、申請書類の内容について申請者からヒアリングを実施し、あらかじめ定めた選定基準に基づく審査・採点を行い、その採点結果を基に指定管理者の候補者を選定する。</p> <p>選定委員会委員(スポーツ部会) *部会長(50音順、敬称略)</p> <ul style="list-style-type: none"> *豊田 則成(びわこ成蹊スポーツ大学副学長) 竹内 恵子(滋賀県身体障害者福祉協会常務理事) 藤 崇之(公認会計士) 松永 敏子(龍谷大学経営学部教授) 山口 昭二(滋賀県スポーツ推進委員協議会副会長) <p>審査基準</p> <p>別紙参照</p> <p>審査経過</p> <p>滋賀県文化スポーツ部指定管理者選定委員会 (開催日) 令和2年10月19日 (内 容) 申請書類の内容についてのヒアリングを実施、審査基準に基づく審査・採点、採点結果を基に審議、指定管理者の候補者を選定</p>													

審 査 結 果	指定管理者の候補者	S P N グループ																						
	評価結果、選定理由、選定委員会の概要	【評価結果】																						
		○選定基準に基づく採点結果																						
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>申請者</th><th>選定基準1</th><th>選定基準2</th><th>選定基準3</th><th>選定基準4</th><th>選定基準5</th><th>選定基準6</th><th>合計</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>S P N グループ</td><td>24.4</td><td>56.0</td><td>52.8</td><td>67.4</td><td>15.2</td><td>7.4</td><td>223.2</td></tr> </tbody> </table>								申請者	選定基準1	選定基準2	選定基準3	選定基準4	選定基準5	選定基準6	合計	S P N グループ	24.4	56.0	52.8	67.4	15.2	7.4
申請者	選定基準1	選定基準2	選定基準3	選定基準4	選定基準5	選定基準6	合計																	
S P N グループ	24.4	56.0	52.8	67.4	15.2	7.4	223.2																	
	※点数は各委員の平均値 (300点満点)																							
	○各委員の採点結果 (5名中5名出席)																							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>申請者</th><th>A委員</th><th>B委員</th><th>C委員</th><th>D委員</th><th>E委員</th><th>合計</th><th>平均値</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>S P N グループ</td><td>240</td><td>208</td><td>219</td><td>229</td><td>220</td><td>1,116</td><td>223.2</td></tr> </tbody> </table>								申請者	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	合計	平均値	S P N グループ	240	208	219	229	220	1,116	223.2
申請者	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	合計	平均値																	
S P N グループ	240	208	219	229	220	1,116	223.2																	
	○提示額一覧表																							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>申請者</th><th>提示額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>S P N グループ</td><td>88,791,000円</td></tr> </tbody> </table>								申請者	提示額	S P N グループ	88,791,000円												
申請者	提示額																							
S P N グループ	88,791,000円																							
【選定理由】																								
<p>申請者の事業計画を審査した結果、県民の公平利用の確保を図るとともに、見るスポーツ（関西学生アイスホッケーリーグ戦など）の誘致・定着化など、サービスの向上に取組むこととしている。</p> <p>また、管理運営の効率化に関する提案もあり、指定管理料の提示額が参考額を下回っていることなどから、審査基準を全て満たしていると判断されたため。</p>																								
【指定管理者選定委員会の概要】																								
<p>(委員) 緊急時の対応は。</p> <p>(申請者) 勤務シフトの中で配置を工夫している。</p>																								
<p>(委員) ニーズの把握方法はとても興味深い。</p> <p>(申請者) 料金面、洋式トイレ化、滑走日数の増加等を望まれている。</p> <p>改善できるものは、対応している。</p>																								
<p>(委員) 他府県ではコロナ対策による換気対策でアイススケート場の開館ができない施設があるが、開館して大丈夫という説明の補足をしてほしい。</p> <p>(申請者) スケートリンク事体は密閉性が大事であるが、当リンクには排気装置があり、適時排気を行うと同時に窓を開ける時間を設けて換気の対策をしている。</p>																								
以上の結果、S P N グループを指定管理者の候補者として選定した。																								

選定基準、審査項目および審査内容（アイスアリーナ）

選定基準	審査項目	審査内容
(1) 事業計画の内容が県民の公平な利用を確保することができるものであること。 (配点：30)	指定管理者の申請理由	公の施設を管理運営する指定管理者としての考え方が県民の利益に合致しているか。 (10)
	管理運営の基本方針	施設の設置目的を理解した基本方針となっているか。 (10)
	公平利用の確保	全般的に県民の公平な利用が図られる内容となっているか。 (10)
(2) 事業計画の内容が施設の効用を最大限に發揮させることである。 (配点：75)	サービスの向上	利用者等のニーズを想定し、それらにあった質の高いサービスの提供が可能となる内容となっているか。 利用者の苦情等のトラブルに対する未然防止と対処方法が図られているか。また、要望を把握し、それらに対応できる体制になっているか。 (25)
	利用促進	施設の利用促進・利用者増に向けた具体的な取組がなされ、収入増が図られているか。 (25)
	自主事業の取組	自主事業の提案が利用者の立場にたって創意工夫がなされているか。 (25)
(3) 事業計画の内容が施設の管理に係る経費の縮減が図られるものであること。 (配点：75)	施設の管理運営	適正に管理運営ができる業務内容（外部への一部委託を含む）となっているか。 (30)
		管理運営の経費（外部への一部委託を含む）の縮減が図られているか。 (30)
	ネーミングライツパートナーの提案	指定管理者が、各施設のネーミングライツパートナー募集要項に基づくネーミングライツパートナーの提案を行っているか。 (15)
(4) 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有すること。 (配点：90)	実施体制	施設の機能を充分に発揮できる管理運営体制や人員配置の組織となっているか。 (20)
		施設管理業務に関する知識等を有しているか。 (20)
		十分な安全対策を講じているか。 (20)
	収支計画	利用促進と経費の縮減が図られ、かつ収入・支出のバランスがとれた計画になっているか。（収入増だけ、経費縮減だけの偏った計画になっていないか。） (5)
	経営基盤	指定管理者としての経営基盤が安定しており、事業計画を実行できる能力を有しているか。 (20)
	業務実績	スポーツ施設（社会教育施設）またはこれに類する施設における良好な管理運営を行った実績を有しているか。 (5)
(5) 法令を遵守し、災害その他緊急時の対応能力を有すること。 (配点：20)	法令遵守	関係法令および条例等を遵守し、適正な管理運営ができるようになっているか。（個人情報の管理や情報公開への対応なども含む） (10)
	危機管理対策	災害その他緊急時の危機管理体制が確立されているか。また、責任者による迅速な対応が可能か。 (10)
(6) その他の基準 (配点：10)	県内における事業の展開	県内に主な事業所を置き、または置こうとして、県内における事業を積極的に展開しようとしているか。 (5)
	その他の取組	管理業務の実施にあたって、環境への配慮や、サービスの向上を図るために人材育成、さらに障害者の雇用や職場における人権への配慮がなされているか。 (5)

団体概要書

項目	内容	
事業者（法人、団体）名	(S P N グループ代表)公益財団法人滋賀県スポーツ協会	
代表者職・氏名	会長 河本 英典	
団体の所在地	滋賀県大津市松本1丁目2番20号	
設立年月日	大正14年5月17日	
資本金	60,000千円（令和2年4月1日現在）	
従業者数	令和2年4月1日現在	81人
主たる業務内容	(1) 県民総スポーツの普及・振興に関すること (2) 競技力の向上に関すること (3) 国民体育大会等全国規模の各種スポーツ大会の選手・指導者等の選考および派遣に関すること (4) 社会体育施設の管理運営およびその活用によるスポーツ等の機会の提供に関すること (5) 各種スポーツ大会の開催に関すること (6) 地域スポーツクラブ等スポーツ組織の育成支援に関すること (7) スポーツ少年団の育成および青少年スポーツの振興に関すること (8) スポーツ指導者の育成および活用に関すること (9) スポーツに係る障害予防・健康管理に関すること (10) スポーツ振興に関する各種表彰に関すること (11) スポーツに関する広報、情報の提供および調査研究に関すること (12) 加盟団体の組織の充実強化に関すること (13) 公益財団法人日本体育協会の加盟団体として必要な事業に関すること (14) その他協会の目的を達成するために必要な事業を行うこと	
類似施設の管理に関する過去の業務実績	(1) 滋賀県立長浜ドーム 平成18年度～平成20年度（第1期）指定管理者 平成21年度～平成25年度（第2期）指定管理者 平成26年度～平成30年度（第3期）指定管理者 令和元年度～令和6年度（第4期）指定管理者 (2) 滋賀県立体育館 平成18年度～平成20年度（第1期）指定管理者 平成21年度～平成25年度（第2期）指定管理者 平成26年度～平成30年度（第3期）指定管理者 令和元年度～令和6年度（第4期）指定管理者 (3) 滋賀県立栗東体育館 平成18年度～平成19年度（第1期）指定管理者 平成20年度～平成22年度（第2期）指定管理者 平成23年度（第3期）指定管理者 平成24年度（第4期）指定管理者 平成25年度（第5期）指定管理者 平成26年度（第6期）指定管理者	

	<p>平成27年度 (第7期) 指定管理者 平成28年度～令和2年度 (第8期) 指定管理者</p> <p>(4) 滋賀県立武道館 平成18年度～平成20年度 (第1期) 指定管理者 平成21年度～平成25年度 (第2期) 指定管理者 平成26年度～平成30年度 (第3期) 指定管理者 令和元年度～令和6年度 (第4期) 指定管理者</p> <p>(5) 滋賀県立スポーツ会館 平成18年度～平成22年度 (第1期) 指定管理者 平成23年度～平成27年度 (第2期) 指定管理者 平成28年度～令和2年度 (第3期) 指定管理者</p> <p>(6) 滋賀県立アイスアリーナ 平成18年度～平成22年度 (第1期) 指定管理者 平成23年度～平成27年度 (第2期) 指定管理者 平成28年度～令和2年度 (第3期) 指定管理者</p> <p>(7) 滋賀県立彦根総合運動場 平成18年度～平成20年度 (第1期) 指定管理者 平成21年度～平成25年度 (第2期) 指定管理者 平成26年度～平成30年度 (第3期) 指定管理者 令和元年度～令和2年度 (第4期) 指定管理者</p> <p>(8) 滋賀県立琵琶湖漕艇場 平成18年度～平成22年度 (第1期) 指定管理者 平成23年度～平成27年度 (第2期) 指定管理者 平成28年度～平成30年度 (第3期) 指定管理者 令和元年度 (第4期) 指定管理者 令和2年度 (第5期) 指定管理者</p> <p>(9) 滋賀県立柳が崎ヨットハーバー 平成18年度～平成22年度 (第1期) 指定管理者 平成23年度～平成27年度 (第2期) 指定管理者 平成28年度～令和2年度 (第3期) 指定管理者</p>
特記事項	<p>平成24年4月 公益財団法人滋賀県体育協会に認定 平成30年4月 公益財団法人滋賀県スポーツ協会に名称変更</p>

団体概要書

項目	内容	
事業者（法人、団体）名	(SPNグループ構成員) 株式会社パティネレジャー	
代表者職・氏名	代表取締役 萩原 明則	
団体の所在地	東京都豊島区巣鴨2丁目6番1号	
設立年月日	昭和51年1月13日	
資本金	85,000千円（令和2年9月1日現在）	
従業者数	令和2年9月1日現在	64人
主たる業務内容	(1) アイススケートリンクの設計、施工、業務管理、営業備品販売リース 他	
類似施設の管理に関する過去の業務実績	(1) 滋賀県立アイスアリーナ 平成23年度～平成27年度（第2期）指定管理者 平成28年度～令和2年度（第3期）指定管理者 (2) 大阪市立真田山プール 平成31年度～令和5年度 (3) 小瀬スポーツ公園アイスアリーナ 平成31年度～令和4年度	
特記事項	平成24年4月 公益財団法人滋賀県体育協会に認定 平成30年4月 公益財団法人滋賀県スポーツ協会に名称変更	

団体概要書

項目	内容	
事業者（法人、団体）名	(SPNグループ構成員) 株式会社 ナショナルメンテナンス	
代表者職・氏名	代表取締役 篠村 安弘	
団体の所在地	滋賀県彦根市大方町790番地	
設立年月日	昭和45年9月16日	
資本金	20,000千円（令和2年9月1日現在）	
従業者数	令和2年9月1日現在	1,226人
主たる業務内容	(1)ビル総合維持、衛生、サービス等管理業務請負 (2)各種店舗装飾設計および施工請負 (3)各種保安警備請負 (4)ビル清掃資材の販売 (5)産業廃棄物および一般廃棄物の収集、運搬、処理、処分業務ならびに再資源原料の生産、売買 他	
類似施設の管理に関する過去の業務実績	(1)滋賀県立アイスアリーナ 平成23年度～平成27年度（第2期）指定管理者 平成28年度～令和2年度（第3期）指定管理者 (2)株式会社平和堂全店舗 日常清掃および定期洗浄業務 施設、設備管理業務 警備保安業務	
特記事項	平成24年4月 公益財団法人滋賀県体育協会に認定 平成30年4月 公益財団法人滋賀県スポーツ協会に名称変更	

公の施設における指定管理者指定による効果

【課名:スポーツ課】

(単位:千円)

施設名	指定管理者名	募集方法	指定期間 (年)	指定管理料総額(債務負担行為額)		増 減		今回の指定による効果の概要			
				A	B	C=B/A	D	E=C-D	行政サービスの向上	管理運営の効率化	その他
滋賀県立アイスアリーナ	SPNグループ	公募	5	88,791	81,491	16,298	15,274	1,024	<ul style="list-style-type: none"> ・アイスリンク管理やビル建物総合管理業務の専門事業者とのグループ化による安心・安全な施設管理 ・見るスポーツ(関西学生アイスホッケーリーグ戦など)の誘致・定着化 ・アンケート実施などによるニーズの把握 ・みんなの声BOXの設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局本部との一体的管理による管理経費縮減 ・施設整備等の計画に基づくライフサイクルマネジメントの実施による長期的な視点からの管理コストの縮減 ・省エネルギー対策の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・スケート教室などスポーツ振興事業の充実 ・大会の開催による競技スポーツへの支援 ・新型コロナウイルス感染症対策の徹底

指定管理者選定委員会における候補者の選定結果概要

(課名:スポーツ課)

1 施設名		滋賀県立彦根総合運動場													
2 施設の概要		<ul style="list-style-type: none"> ・敷地面積 : 15,659.00m² ・建築面積 : 5,270.00m² ・延床面積 : 10,124.21m² 													
		<ul style="list-style-type: none"> ・施設内容 : (所在地) 彦根市松原町3028 <野球場>15,659m² 中堅122m、両翼99m、10,000人収容 													
3 募集概要		<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">募集方法</td><td>公募</td></tr> <tr> <td>募集要項配布期間</td><td>令和2年9月1日 ~ 令和2年10月2日</td></tr> <tr> <td>申請受付期間</td><td>令和2年9月1日 ~ 令和2年10月2日</td></tr> <tr> <td>指定期間</td><td>令和3年4月1日 ~ 令和5年3月31日(2年間)</td></tr> <tr> <td>管理業務内容</td><td>(1) 野球場および設備器具の提供 (2) 体育・スポーツの普及振興を図るための各種の行事の実施 (3) その他総合運動場の設置の目的を達成するために必要な業務</td></tr> <tr> <td>管理料参考額</td><td>105,114,000円 (消費税および地方消費税を含む。)</td></tr> </table>		募集方法	公募	募集要項配布期間	令和2年9月1日 ~ 令和2年10月2日	申請受付期間	令和2年9月1日 ~ 令和2年10月2日	指定期間	令和3年4月1日 ~ 令和5年3月31日(2年間)	管理業務内容	(1) 野球場および設備器具の提供 (2) 体育・スポーツの普及振興を図るための各種の行事の実施 (3) その他総合運動場の設置の目的を達成するために必要な業務	管理料参考額	105,114,000円 (消費税および地方消費税を含む。)
募集方法	公募														
募集要項配布期間	令和2年9月1日 ~ 令和2年10月2日														
申請受付期間	令和2年9月1日 ~ 令和2年10月2日														
指定期間	令和3年4月1日 ~ 令和5年3月31日(2年間)														
管理業務内容	(1) 野球場および設備器具の提供 (2) 体育・スポーツの普及振興を図るための各種の行事の実施 (3) その他総合運動場の設置の目的を達成するために必要な業務														
管理料参考額	105,114,000円 (消費税および地方消費税を含む。)														
4 応募状況		<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th colspan="2">申請者</th> <th rowspan="2">グループの構成 (グループ申請の場合)</th> </tr> <tr> <th>所在地</th> <th>名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>滋賀県大津市松本一丁目2-20</td> <td>S N グループ</td> <td>公益財団法人滋賀県スポーツ協会 株式会社ナショナルメンテナンス</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">合計1者</p>		申請者		グループの構成 (グループ申請の場合)	所在地	名称	滋賀県大津市松本一丁目2-20	S N グループ	公益財団法人滋賀県スポーツ協会 株式会社ナショナルメンテナンス				
申請者		グループの構成 (グループ申請の場合)													
所在地	名称														
滋賀県大津市松本一丁目2-20	S N グループ	公益財団法人滋賀県スポーツ協会 株式会社ナショナルメンテナンス													
5 審査方式		<p>滋賀県文化スポーツ部指定管理者選定委員会(スポーツ部会)において、申請書類の内容について申請者からヒアリングを実施し、あらかじめ定めた選定基準に基づく審査・採点を行い、その採点結果を基に指定管理者の候補者を選定する。</p>													
審査の概要および結果		<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">選定委員会委員 (スポーツ部会) *部会長 (50音順、敬称略)</td> <td>* 豊田 則成 (びわこ成蹊スポーツ大学副学長) 竹内 恵子 (滋賀県身体障害者福祉協会常務理事) 藤 崇之 (公認会計士) 松永 敬子 (龍谷大学経営学部教授) 山口 昭二 (滋賀県スポーツ推進委員協議会副会長)</td> </tr> <tr> <td>審査基準</td> <td>別紙参照</td> </tr> <tr> <td>審査経過</td> <td>滋賀県文化スポーツ部指定管理者選定委員会 (開催日) 令和2年10月19日 (内容) 申請書類の内容についてのヒアリングを実施、審査基準に基づく審査・採点、採点結果を基に審議、指定管理者の候補者を選定</td> </tr> </table>		選定委員会委員 (スポーツ部会) *部会長 (50音順、敬称略)	* 豊田 則成 (びわこ成蹊スポーツ大学副学長) 竹内 恵子 (滋賀県身体障害者福祉協会常務理事) 藤 崇之 (公認会計士) 松永 敬子 (龍谷大学経営学部教授) 山口 昭二 (滋賀県スポーツ推進委員協議会副会長)	審査基準	別紙参照	審査経過	滋賀県文化スポーツ部指定管理者選定委員会 (開催日) 令和2年10月19日 (内容) 申請書類の内容についてのヒアリングを実施、審査基準に基づく審査・採点、採点結果を基に審議、指定管理者の候補者を選定						
選定委員会委員 (スポーツ部会) *部会長 (50音順、敬称略)	* 豊田 則成 (びわこ成蹊スポーツ大学副学長) 竹内 恵子 (滋賀県身体障害者福祉協会常務理事) 藤 崇之 (公認会計士) 松永 敬子 (龍谷大学経営学部教授) 山口 昭二 (滋賀県スポーツ推進委員協議会副会長)														
審査基準	別紙参照														
審査経過	滋賀県文化スポーツ部指定管理者選定委員会 (開催日) 令和2年10月19日 (内容) 申請書類の内容についてのヒアリングを実施、審査基準に基づく審査・採点、採点結果を基に審議、指定管理者の候補者を選定														

		S N グループ																
	評価結果、選定理由、選定委員会の概要	【評価結果】 ○選定基準に基づく採点結果																
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>申請者</th><th>選定基準1</th><th>選定基準2</th><th>選定基準3</th><th>選定基準4</th><th>選定基準5</th><th>選定基準6</th><th>合計</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>S N グループ</td><td>23.6</td><td>53.0</td><td>57.0</td><td>66.2</td><td>14.8</td><td>7.2</td><td>221.8</td></tr> </tbody> </table>	申請者	選定基準1	選定基準2	選定基準3	選定基準4	選定基準5	選定基準6	合計	S N グループ	23.6	53.0	57.0	66.2	14.8	7.2	221.8
申請者	選定基準1	選定基準2	選定基準3	選定基準4	選定基準5	選定基準6	合計											
S N グループ	23.6	53.0	57.0	66.2	14.8	7.2	221.8											
※点数は各委員の平均値 (300点満点)																		
○各委員の採点結果 (5名中5名出席)																		
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>申請者</th><th>A委員</th><th>B委員</th><th>C委員</th><th>D委員</th><th>E委員</th><th>合計</th><th>平均値</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>S N グループ</td><td>240</td><td>204</td><td>210</td><td>237</td><td>218</td><td>1,109</td><td>221.8</td></tr> </tbody> </table>	申請者	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	合計	平均値	S N グループ	240	204	210	237	218	1,109	221.8
申請者	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	合計	平均値											
S N グループ	240	204	210	237	218	1,109	221.8											
○提示額一覧表																		
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>申請者</th><th>提示額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>S N グループ</td><td>105,086,000円</td></tr> </tbody> </table>	申請者	提示額	S N グループ	105,086,000円												
申請者	提示額																	
S N グループ	105,086,000円																	
【選定理由】																		
<p>申請者の事業計画を審査した結果、県民の公平利用の確保を図るとともに、休場日の開場と早朝利用への対応など、サービスの向上に取組むこととしている。</p> <p>また、管理運営の効率化に関する提案もあり、指定管理料の提示額が参考額を下回っていることなどから、審査基準を全て満たしていると判断されたため。</p>																		
【指定管理者選定委員会の概要】																		
(委員) 年間の稼働率はどうか。																		
(申請者) 予約状況としては基本的に 100% 稼働である。																		
(委員) できる限り施設が空いているときの情報発信を行ってほしい。																		
(申請者) 急に施設が空いた場合には、情報発信を行っている。																		
(委員) 満足度アンケートの結果で、やや不満の割合が 3% という結果はすばらしい。																		
以上の結果、S N グループを指定管理者の候補者として選定した。																		

選定基準、審査項目および審査内容（彦根総合運動場）

選定基準	審査項目	審査内容
(1) 事業計画の内容が県民の公平な利用を確保することができるものであること。 (配点: 30)	指定管理者の申請理由	公の施設を管理運営する指定管理者としての考え方が県民の利益に合致しているか。 (10)
	管理運営の基本方針	施設の設置目的を理解した基本方針となっているか。 (10)
	公平利用の確保	全般的に県民の公平な利用が図られる内容となっているか。 (10)
(2) 事業計画の内容が施設の効用を最大限に發揮させることである。 (配点: 75)	サービスの向上	利用者等のニーズを想定し、それらにあった質の高いサービスの提供が可能となる内容となっているか。 利用者の苦情等のトラブルに対する未然防止と対処方法が図られているか。また、要望を把握し、それらに対応できる体制になっているか。 (25)
	利用促進	施設の利用促進・利用者増に向けた具体的な取組がなされ、収入増が図られているか。 (25)
	自主事業の取組	自主事業の提案が利用者の立場にたって創意工夫がなされているか。 (25)
(3) 事業計画の内容が施設の管理に係る経費の縮減が図られるものであること。 (配点: 75)	施設の管理運営	適正に管理運営ができる業務内容（外部への一部委託を含む）となっているか。 (40)
		管理運営の経費（外部への一部委託を含む）の縮減が図られているか。 (35)
	実施体制	施設の機能を充分に発揮できる管理運営体制や人員配置の組織となっているか。 (20)
(4) 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有すること。 (配点: 90)		施設管理業務に関する知識等を有しているか。 (20)
		十分な安全対策を講じているか。 (20)
		収支計画 利用促進と経費の縮減が図られ、かつ収入・支出のバランスがとれた計画になっているか。（収入増だけ、経費縮減だけの偏った計画になっていないか。） (5)
	経営基盤	指定管理者としての経営基盤が安定しており、事業計画を実行できる能力を有しているか。 (20)
	業務実績	スポーツ施設（社会教育施設）またはこれに類する施設における良好な管理運営を行った実績を有しているか。 (5)
(5) 法令を遵守し、災害その他緊急時の対応能力を有すること。 (配点: 20)	法令遵守	関係法令および条例等を遵守し、適正な管理運営ができるようになっているか。（個人情報の管理や情報公開への対応なども含む） (10)
	危機管理対策	災害その他緊急時の危機管理体制が確立されているか。また、責任者による迅速な対応が可能か。 (10)
(6) その他の基準 (配点: 10)	県内における事業の展開	県内に主な事業所を置き、または置こうとして、県内における事業を積極的に展開しようとしているか。 (5)
	その他の取組	管理業務の実施にあたって、環境への配慮や、サービスの向上を図るために人材育成、さらに障害者の雇用や職場における人権への配慮がなされているか。 (5)

団体概要書

項目	内容	
事業者（法人、団体）名	(S N グループ代表) 公益財団法人滋賀県スポーツ協会	
代表者職・氏名	会長 河本 英典	
団体の所在地	滋賀県大津市松本1丁目2番20号	
設立年月日	大正14年5月17日	
資本金	60,000千円（令和2年4月1日現在）	
従業者数	令和2年4月1日現在	81人
主たる業務内容	(1) 県民総スポーツの普及・振興に関すること (2) 競技力の向上に関すること (3) 国民体育大会等全国規模の各種スポーツ大会の選手・指導者等の選考および派遣に関すること (4) 社会体育施設の管理運営およびその活用によるスポーツ等の機会の提供に関すること (5) 各種スポーツ大会の開催に関すること (6) 地域スポーツクラブ等スポーツ組織の育成支援に関すること (7) スポーツ少年団の育成および青少年スポーツの振興に関すること (8) スポーツ指導者の育成および活用に関すること (9) スポーツに係る障害予防・健康管理に関すること (10) スポーツ振興に関する各種表彰に関すること (11) スポーツに関する広報、情報の提供および調査研究に関すること (12) 加盟団体の組織の充実強化に関すること (13) 公益財団法人日本体育協会の加盟団体として必要な事業に関すること (14) その他協会の目的を達成するために必要な事業を行うこと	
類似施設の管理に関する過去の業務実績	(1) 滋賀県立長浜ドーム 平成18年度～平成20年度（第1期）指定管理者 平成21年度～平成25年度（第2期）指定管理者 平成26年度～平成30年度（第3期）指定管理者 令和元年度～令和6年度（第4期）指定管理者 (2) 滋賀県立体育館 平成18年度～平成20年度（第1期）指定管理者 平成21年度～平成25年度（第2期）指定管理者 平成26年度～平成30年度（第3期）指定管理者 令和元年度～令和6年度（第4期）指定管理者 (3) 滋賀県立栗東体育館 平成18年度～平成19年度（第1期）指定管理者 平成20年度～平成22年度（第2期）指定管理者 平成23年度（第3期）指定管理者 平成24年度（第4期）指定管理者 平成25年度（第5期）指定管理者 平成26年度（第6期）指定管理者	

	<p>平成27年度 (第7期) 指定管理者 平成28年度～令和2年度 (第8期) 指定管理者</p> <p>(4) 滋賀県立武道館 平成18年度～平成20年度 (第1期) 指定管理者 平成21年度～平成25年度 (第2期) 指定管理者 平成26年度～平成30年度 (第3期) 指定管理者 令和元年度～令和6年度 (第4期) 指定管理者</p> <p>(5) 滋賀県立スポーツ会館 平成18年度～平成22年度 (第1期) 指定管理者 平成23年度～平成27年度 (第2期) 指定管理者 平成28年度～令和2年度 (第3期) 指定管理者</p> <p>(6) 滋賀県立アイスアリーナ 平成18年度～平成22年度 (第1期) 指定管理者 平成23年度～平成27年度 (第2期) 指定管理者 平成28年度～令和2年度 (第3期) 指定管理者</p> <p>(7) 滋賀県立彦根総合運動場 平成18年度～平成20年度 (第1期) 指定管理者 平成21年度～平成25年度 (第2期) 指定管理者 平成26年度～平成30年度 (第3期) 指定管理者 令和元年度～令和2年度 (第4期) 指定管理者</p> <p>(8) 滋賀県立琵琶湖漕艇場 平成18年度～平成22年度 (第1期) 指定管理者 平成23年度～平成27年度 (第2期) 指定管理者 平成28年度～平成30年度 (第3期) 指定管理者 令和元年度 (第4期) 指定管理者 令和2年度 (第5期) 指定管理者</p> <p>(9) 滋賀県立柳ヶ崎ヨットハーバー 平成18年度～平成22年度 (第1期) 指定管理者 平成23年度～平成27年度 (第2期) 指定管理者 平成28年度～令和2年度 (第3期) 指定管理者</p>
特記事項	<p>平成24年4月 公益財団法人滋賀県体育協会に認定 平成30年4月 公益財団法人滋賀県スポーツ協会に名称変更</p>

団体概要書

項目	内容	
事業者（法人、団体）名	(SNグループ構成員) 株式会社 ナショナルメンテナンス	
代表者職・氏名	代表取締役 篠村 安弘	
団体の所在地	滋賀県彦根市大方町790番地	
設立年月日	昭和45年9月16日	
資本金	20,000千円（令和2年9月1日現在）	
従業者数	令和2年9月1日現在	1,226人
主たる業務内容	(1)ビル総合維持、衛生、サービス等管理業務請負 (2)各種店舗装飾設計および施工請負 (3)各種保安警備請負 (4)ビル清掃資材の販売 (5)産業廃棄物および一般廃棄物の収集、運搬、処理、処分業務ならびに再資源原料の生産、売買 他	
類似施設の管理に関する過去の業務実績	(1)滋賀県立アイスアリーナ 平成23年度～平成27年度（第2期）指定管理者 平成28年度～令和2年度（第3期）指定管理者 (2)株式会社平和堂全店舗 日常清掃および定期洗浄業務 施設、設備管理業務 警備保安業務	
特記事項	平成24年4月 公益財団法人滋賀県体育協会に認定 平成30年4月 公益財団法人滋賀県スポーツ協会に名称変更	

公の施設における指定管理者指定による効果

【課名:スポーツ課】

(単位:千円)

施設名	指定管理者名	募集方法	指定期間 (年)	指定管理料総額(債務負担行為額)		増 減		今回の指定による効果の概要			
				A	B うち一般財源	C=B/A 単年度換算	D 令2年度一般財源	C-D 増減	行政サービスの向上	管理運営の効率化	その他
滋賀県立彦根総合運動場	SNグループ	公募	2	105,086	99,624	49,812	50,976	△ 1,164	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の安全確保や危機管理の徹底 ・休場日の開場と早朝利用への対応 ・アンケート実施などによるニーズの把握 ・みんなの声BOXの設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局本部との一体的管理による管理経費縮減 ・施設整備等の計画に基づくライフサイクルマネジメントの実施による長期的な視点からの管理コストの縮減 ・省エネルギー対策の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・熱中症指標計(WBGT計)の設置 ・滋賀県スポーツ協会加盟団体、競技団体等関係団体等との連携強化 ・知識・資格を有するスタッフの配置による効率的な管理運営 ・新型コロナウイルス感染症対策の徹底

指定管理者選定委員会における候補者の選定結果概要

(課名:スポーツ課)

1 施設名		滋賀県立琵琶湖漕艇場									
		<ul style="list-style-type: none"> ・敷地面積 : 1,803.00m² ・建築面積 : 902.09m² ・延床面積 : 1,258.90m² ・占有面積 : 263,427.85m² ・施設構造 : (管理棟) 鉄骨造 2階建 (審判塔) 鉄骨造 3階建 									
2 施設の概要		<ul style="list-style-type: none"> ・施設内容 : (所在地) 大津市玉野浦 6-1 ボートコース B級公認 1,000m 6コース カヌーコース 9コース 管理棟 会議室兼宿泊室 (20名収容)、トレーニング室、更衣室、浴室、艇庫 (71艇保有) 審判塔 審判室 									
3 募集方法		公募									
募集概要	募集要項配布期間	令和2年9月1日 ~ 令和2年10月2日									
	申請受付期間	令和2年9月1日 ~ 令和2年10月2日									
	指定期間	令和3年4月1日 ~ 令和8年3月31日 (5年間)									
	管理業務内容	<ul style="list-style-type: none"> (1) 漕(そう)艇競技施設および設備器具の提供 (2) スポーツの普及振興を図るための各種の行事の実施 (3) その他漕(そう)艇場の設置の目的を達成するために必要な業務 									
4 応募状況		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">申 請 者</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">グループの構成 (グループ申請の場合)</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">所在</th> <th style="text-align: center;">名 称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">滋賀県大津市松本一丁目2-20</td> <td style="text-align: center;">公益財団法人滋賀県スポーツ協会</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">合計 1 者</p>		申 請 者		グループの構成 (グループ申請の場合)	所在	名 称	滋賀県大津市松本一丁目2-20	公益財団法人滋賀県スポーツ協会	-
申 請 者		グループの構成 (グループ申請の場合)									
所在	名 称										
滋賀県大津市松本一丁目2-20	公益財団法人滋賀県スポーツ協会	-									
審査の概要および結果	審査方式	滋賀県文化スポーツ部指定管理者選定委員会 (スポーツ部会)において、申請書類の内容について申請者からヒアリングを実施し、あらかじめ定めた選定基準に基づく審査・採点を行い、その採点結果を基に指定管理者の候補者を選定する。									
	選定委員会委員 (スポーツ部会) *部会長 (50音順、敬称略)	<ul style="list-style-type: none"> *豊田 則成 (びわこ成蹊スポーツ大学副学長) 竹内 恵子 (滋賀県身体障害者福祉協会常務理事) 藤 崇之 (公認会計士) 松永 敬子 (龍谷大学経営学部教授) 山口 昭二 (滋賀県スポーツ推進委員協議会副会長) 									
	審査基準	別紙参照									
審査経過		<p>滋賀県文化スポーツ部指定管理者選定委員会 (開催日) 令和2年10月23日 (内 容) 申請書類の内容についてのヒアリングを実施、審査基準に基づく審査・採点、採点結果を基に審議、指定管理者の候補者を選定</p>									

審 査 結 果	指定管理者の候補者	公益財団法人滋賀県スポーツ協会																					
	評価結果、選定理由、選定委員会の概要	<p>【評価結果】</p> <p>○選定基準に基づく採点結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>申請者</th><th>選定基準1</th><th>選定基準2</th><th>選定基準3</th><th>選定基準4</th><th>選定基準5</th><th>選定基準6</th><th>合計</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公益財団法人滋賀県スポーツ協会</td><td>24.8</td><td>64.0</td><td>54.6</td><td>69.8</td><td>16.4</td><td>7.2</td><td>236.8</td></tr> </tbody> </table>							申請者	選定基準1	選定基準2	選定基準3	選定基準4	選定基準5	選定基準6	合計	公益財団法人滋賀県スポーツ協会	24.8	64.0	54.6	69.8	16.4	7.2
申請者	選定基準1	選定基準2	選定基準3	選定基準4	選定基準5	選定基準6	合計																
公益財団法人滋賀県スポーツ協会	24.8	64.0	54.6	69.8	16.4	7.2	236.8																
	<p>※点数は各委員の平均値 (300点満点)</p> <p>○各委員の採点結果 (5名中5名出席)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>申請者</th><th>A委員</th><th>B委員</th><th>C委員</th><th>D委員</th><th>E委員</th><th>合計</th><th>平均値</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公益財団法人滋賀県スポーツ協会</td><td>236</td><td>216</td><td>253</td><td>239</td><td>240</td><td>1,184</td><td>236.8</td></tr> </tbody> </table>							申請者	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	合計	平均値	公益財団法人滋賀県スポーツ協会	236	216	253	239	240	1,184	236.8
申請者	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	合計	平均値																
公益財団法人滋賀県スポーツ協会	236	216	253	239	240	1,184	236.8																
	<p>○提示額一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>申請者</th><th>提示額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公益財団法人滋賀県スポーツ協会</td><td>161,329,000円</td></tr> </tbody> </table>							申請者	提示額	公益財団法人滋賀県スポーツ協会	161,329,000円												
申請者	提示額																						
公益財団法人滋賀県スポーツ協会	161,329,000円																						

【選定理由】

申請者の事業計画を審査した結果、県民の公平利用の確保を図るとともに、滋賀の特性を活かしたボート・カヌー体験教室等を開催するなど、サービスの向上に取組むこととしている。

また、管理運営の効率化に関する提案もあり、指定管理料の提示額が参考額を下回っていることなどから、審査基準を全て満たしていると判断されたため。

【指定管理者選定委員会の概要】

(委員) 自主事業の現状と課題は。

また、駐車場についてはどうのように考えているのか。

(申請者) 自主事業については、競技力の向上、ジュニア層の育成を目指している。

駐車場については、新施設整備後は、以前よりも多少は拡充される。

(委員) 雷アラート、風速計はニュージーランドの合宿だけに使うのか。

また、湖上の天候が急変した時の対応は。

(申請者) 雷アラート、風速計は通常から使用している。

天候急変時の対応として、練習の場合は放送により案内、大会時は主催者に情報提供を行っている。

以上の結果、公益財団法人滋賀県スポーツ協会を指定管理者の候補者として選定した。

選定基準、審査項目および審査内容（琵琶湖漕艇場）

選定基準	審査項目	審査内容
(1) 事業計画の内容が県民の公平な利用を確保することができるものであること。 (配点: 30)	指定管理者の申請理由	公の施設を管理運営する指定管理者としての考え方が県民の利益に合致しているか。 (10)
	管理運営の基本方針	施設の設置目的を理解した基本方針となっているか。 (10)
	公平利用の確保	全般的に県民の公平な利用が図られる内容となっているか。 (10)
(2) 事業計画の内容が施設の効用を最大限に發揮させるものであること。 (配点: 75)	サービスの向上	利用者等のニーズを想定し、それらにあった質の高いサービスの提供が可能となる内容となっているか。 利用者の苦情等のトラブルに対する未然防止と対処方法が図られているか。また、要望を把握し、それらに対応できる体制になっているか。 (25)
	利用促進	施設の利用促進・利用者増に向けた具体的な取組がなされ、収入増が図られているか。 (25)
	自主事業の取組	自主事業の提案が利用者の立場にたって創意工夫がなされているか。 (25)
(3) 事業計画の内容が施設の管理に係る経費の縮減が図られるものであること。 (配点: 75)	施設の管理運営	適正に管理運営ができる業務内容（外部への一部委託を含む）となっているか。 (30)
		管理運営の経費（外部への一部委託を含む）の縮減が図られているか。 (30)
	ネーミングライツパートナーの提案	指定管理者が、各施設のネーミングライツパートナー募集要項に基づくネーミングライツパートナーの提案を行っているか。 (15)
(4) 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有すること。 (配点: 90)	実施体制	施設の機能を充分に発揮できる管理運営体制や人員配置の組織となっているか。 (20)
		施設管理業務に関する知識等を有しているか。 (20)
		十分な安全対策を講じているか。 (20)
	収支計画	利用促進と経費の縮減が図られ、かつ収入・支出のバランスがとれた計画になっているか。（収入増だけ、経費縮減だけの偏った計画になっていないか。） (5)
	経営基盤	指定管理者としての経営基盤が安定しており、事業計画を実行できる能力を有しているか。 (20)
(5) 法令を遵守し、災害その他緊急時の対応能力を有すること。 (配点: 20)	業務実績	スポーツ施設（社会教育施設）またはこれに類する施設における良好な管理運営を行った実績を有しているか。 (5)
	法令遵守	関係法令および条例等を遵守し、適正な管理運営ができるようになっているか。（個人情報の管理や情報公開への対応なども含む） (10)
	危機管理対策	災害その他緊急時の危機管理体制が確立されているか。また、責任者による迅速な対応が可能か。 (10)
(6) その他の基準 (配点: 10)	県内における事業の展開	県内に主な事業所を置き、または置こうとして、県内における事業を積極的に展開しようとしているか。 (5)
	その他の取組	管理業務の実施にあたって、環境への配慮や、サービスの向上を図るために人材育成、さらに障害者の雇用や職場における人権への配慮がなされているか。 (5)

団体概要書

項目	内容	
事業者（法人、団体）名	公益財団法人滋賀県スポーツ協会	
代表者職・氏名	会長 河本 英典	
団体の所在地	滋賀県大津市松本1丁目2番20号	
設立年月日	大正14年5月17日	
資本金	60,000千円（令和2年4月1日現在）	
従業者数	令和2年4月1日現在	81人
主たる業務内容	(1) 県民総スポーツの普及・振興に関すること (2) 競技力の向上に関すること (3) 国民体育大会等全国規模の各種スポーツ大会の選手・指導者等の選考および派遣に関すること (4) 社会体育施設の管理運営およびその活用によるスポーツ等の機会の提供に関すること (5) 各種スポーツ大会の開催に関すること (6) 地域スポーツクラブ等スポーツ組織の育成支援に関すること (7) スポーツ少年団の育成および青少年スポーツの振興に関すること (8) スポーツ指導者の育成および活用に関すること (9) スポーツに係る障害予防・健康管理に関すること (10) スポーツ振興に関する各種表彰に関すること (11) スポーツに関する広報、情報の提供および調査研究に関すること (12) 加盟団体の組織の充実強化に関すること (13) 公益財団法人日本体育協会の加盟団体として必要な事業に関すること (14) その他協会の目的を達成するために必要な事業を行うこと	
類似施設の管理に関する過去の業務実績	(1) 滋賀県立長浜ドーム 平成18年度～平成20年度（第1期）指定管理者 平成21年度～平成25年度（第2期）指定管理者 平成26年度～平成30年度（第3期）指定管理者 令和元年度～令和6年度（第4期）指定管理者 (2) 滋賀県立体育館 平成18年度～平成20年度（第1期）指定管理者 平成21年度～平成25年度（第2期）指定管理者 平成26年度～平成30年度（第3期）指定管理者 令和元年度～令和6年度（第4期）指定管理者 (3) 滋賀県立栗東体育館 平成18年度～平成19年度（第1期）指定管理者 平成20年度～平成22年度（第2期）指定管理者 平成23年度 (第3期) 指定管理者 平成24年度 (第4期) 指定管理者 平成25年度 (第5期) 指定管理者 平成26年度 (第6期) 指定管理者	

	<p>平成27年度 (第7期) 指定管理者 平成28年度～令和2年度 (第8期) 指定管理者</p> <p>(4) 滋賀県立武道館 平成18年度～平成20年度 (第1期) 指定管理者 平成21年度～平成25年度 (第2期) 指定管理者 平成26年度～平成30年度 (第3期) 指定管理者 令和元年度～令和6年度 (第4期) 指定管理者</p> <p>(5) 滋賀県立スポーツ会館 平成18年度～平成22年度 (第1期) 指定管理者 平成23年度～平成27年度 (第2期) 指定管理者 平成28年度～令和2年度 (第3期) 指定管理者</p> <p>(6) 滋賀県立アイスアリーナ 平成18年度～平成22年度 (第1期) 指定管理者 平成23年度～平成27年度 (第2期) 指定管理者 平成28年度～令和2年度 (第3期) 指定管理者</p> <p>(7) 滋賀県立彦根総合運動場 平成18年度～平成20年度 (第1期) 指定管理者 平成21年度～平成25年度 (第2期) 指定管理者 平成26年度～平成30年度 (第3期) 指定管理者 令和元年度～令和2年度 (第4期) 指定管理者</p> <p>(8) 滋賀県立琵琶湖漕艇場 平成18年度～平成22年度 (第1期) 指定管理者 平成23年度～平成27年度 (第2期) 指定管理者 平成28年度～平成30年度 (第3期) 指定管理者 令和元年度 (第4期) 指定管理者 令和2年度 (第5期) 指定管理者</p> <p>(9) 滋賀県立柳ヶ崎ヨットハーバー 平成18年度～平成22年度 (第1期) 指定管理者 平成23年度～平成27年度 (第2期) 指定管理者 平成28年度～令和2年度 (第3期) 指定管理者</p>
特記事項	<p>平成24年4月 公益財団法人滋賀県体育協会に認定 平成30年4月 公益財団法人滋賀県スポーツ協会に名称変更</p>

公の施設における指定管理者指定による効果

【課名:スポーツ課】

(単位:千円)

施設名	指定管理者名	募集方法	指定期間 (年)	指定管理料総額(債務負担行為額)			増 減		今回の指定による効果の概要		
				A	うち一般財源 B	単年度換算 C=B/A	D	C-D	行政サービスの向上	管理運営の効率化	その他
滋賀県立琵琶湖漕艇場	公益財団法人滋賀県スポーツ協会	公募	5	161,329	161,329	32,266	31,084	1,182	・水草の定期的な除去による安全なコース提供 ・瀬田川におけるボート・カヌー競技者の安全確保 ・アンケート実施などによるニーズの把握 ・滋賀の特性を活かしたボート・カヌー体験教室等の開催による利用者増	・事務局本部との一体的管理による管理経費縮減 ・施設整備等の計画に基づくライフサイクルマネジメントの実施による長期的な視点からの管理コストの縮減 ・省エネルギー対策の実施	・スポーツ教室など自主事業の充実 ・国スポ開催を見据えた次世代の発掘・育成 ・新型コロナウイルス感染症対策の徹底

指定管理者選定委員会における候補者の選定結果概要

(課名:スポーツ課)

1 施設名	滋賀県立ライフル射撃場									
2 施設の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地面積 : 15,060.00m² ・建築面積 : 637.76m² ・延床面積 : 806.27m² ・施設構造 : 鉄骨造 2階建 <ul style="list-style-type: none"> ・施設内容 : (所在地) 大津市大石東町鉢崎 エアーライフル射撃場 16射座 ビームライフル射撃場 7射座 スマールボアライフル射撃場 26射座 									
3 募集概要	<p>募集方法</p> <p>公募</p> <p>募集要項配布期間</p> <p>令和2年9月1日 ~ 令和2年10月2日</p> <p>申請受付期間</p> <p>令和2年9月1日 ~ 令和2年10月2日</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">募集内容</td> <td style="width: 85%;">指定期間</td> <td>令和3年4月1日 ~ 令和8年3月31日 (5年間)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2"></td> <td>管理業務内容</td> <td>(1) ライフル射撃競技施設その他の施設および設備器具の提供 (2) ライフル射撃競技の普及振興を図るための各種の行事の実施 (3) その他射撃場の設置の目的を達成するために必要な業務</td> </tr> <tr> <td>管理料参考額</td> <td>0円 (消費税および地方消費税を含む。)</td> </tr> </table>		募集内容	指定期間	令和3年4月1日 ~ 令和8年3月31日 (5年間)		管理業務内容	(1) ライフル射撃競技施設その他の施設および設備器具の提供 (2) ライフル射撃競技の普及振興を図るための各種の行事の実施 (3) その他射撃場の設置の目的を達成するために必要な業務	管理料参考額	0円 (消費税および地方消費税を含む。)
募集内容	指定期間	令和3年4月1日 ~ 令和8年3月31日 (5年間)								
	管理業務内容	(1) ライフル射撃競技施設その他の施設および設備器具の提供 (2) ライフル射撃競技の普及振興を図るための各種の行事の実施 (3) その他射撃場の設置の目的を達成するために必要な業務								
	管理料参考額	0円 (消費税および地方消費税を含む。)								
4 応募状況	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">申請者</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">グループの構成 (グループ申請の場合)</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">所在地</th> <th style="text-align: center;">名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">滋賀県高島市安曇川町 青柳855-6</td> <td style="text-align: center;">特定非営利活動法人滋賀県 ライフル射撃協会</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">合計 1 者</p>		申請者		グループの構成 (グループ申請の場合)	所在地	名称	滋賀県高島市安曇川町 青柳855-6	特定非営利活動法人滋賀県 ライフル射撃協会	-
申請者		グループの構成 (グループ申請の場合)								
所在地	名称									
滋賀県高島市安曇川町 青柳855-6	特定非営利活動法人滋賀県 ライフル射撃協会	-								
5 審査の概要および結果	<p>審査方式</p> <p>滋賀県文化スポーツ部指定管理者選定委員会(スポーツ部会)において、申請書類の内容について申請者からヒアリングを実施し、あらかじめ定めた選定基準に基づく審査・採点を行い、その採点結果を基に指定管理者の候補者を選定する。</p> <p>選定委員会委員 (スポーツ部会) *部会長 (50音順、敬称略)</p> <p>*豊田 則成 (びわこ成蹊スポーツ大学副学長) 竹内 恵子 (滋賀県身体障害者福祉協会常務理事) 藤 崇之 (公認会計士) 松永 敬子 (龍谷大学経営学部教授) 山口 昭二 (滋賀県スポーツ推進委員協議会副会長)</p> <p>審査基準</p> <p>別紙参照</p> <p>審査経過</p> <p>滋賀県文化スポーツ部指定管理者選定委員会 (開催日) 令和2年10月23日 (内 容) 申請書類の内容についてのヒアリングを実施、審査基準に基づく審査・採点、採点結果を基に審議、指定管理者の候補者を選定</p>									

		指定管理者の候補者	特定非営利活動法人滋賀県ライフル射撃協会																							
		評価結果、選定理由、選定委員会の概要	【評価結果】 ○選定基準に基づく採点結果																							
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>申請者</th><th>選定基準1</th><th>選定基準2</th><th>選定基準3</th><th>選定基準4</th><th>選定基準5</th><th>選定基準6</th><th>合計</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特定非営利活動法人滋賀県ライフル射撃協会</td><td>22.4</td><td>45.0</td><td>47.8</td><td>55.2</td><td>13.2</td><td>6.6</td><td>190.2</td></tr> </tbody> </table>								申請者	選定基準1	選定基準2	選定基準3	選定基準4	選定基準5	選定基準6	合計	特定非営利活動法人滋賀県ライフル射撃協会	22.4	45.0	47.8	55.2	13.2	6.6	190.2
申請者	選定基準1	選定基準2	選定基準3	選定基準4	選定基準5	選定基準6	合計																			
特定非営利活動法人滋賀県ライフル射撃協会	22.4	45.0	47.8	55.2	13.2	6.6	190.2																			
			※点数は各委員の平均値 (300点満点)																							
			○各委員の採点結果 (5名中5名出席)																							
審査結果			<table border="1"> <thead> <tr> <th>申請者</th><th>A委員</th><th>B委員</th><th>C委員</th><th>D委員</th><th>E委員</th><th>合計</th><th>平均値</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特定非営利活動法人滋賀県ライフル射撃協会</td><td>187</td><td>193</td><td>199</td><td>180</td><td>192</td><td>951</td><td>190.2</td></tr> </tbody> </table>								申請者	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	合計	平均値	特定非営利活動法人滋賀県ライフル射撃協会	187	193	199	180	192	951	190.2
申請者	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	合計	平均値																			
特定非営利活動法人滋賀県ライフル射撃協会	187	193	199	180	192	951	190.2																			
○提示額一覧表																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>申請者</th><th>提示額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特定非営利活動法人滋賀県ライフル射撃協会</td><td>0円</td></tr> </tbody> </table>								申請者	提示額	特定非営利活動法人滋賀県ライフル射撃協会	0円															
申請者	提示額																									
特定非営利活動法人滋賀県ライフル射撃協会	0円																									
【選定理由】																										
申請者の事業計画を審査した結果、県民の公平利用の確保を図るとともに、競技会に必要な時間帯の開場など、サービスの向上に取組むこととしている。																										
また、管理運営の効率化に関する提案もあり審査基準を全て満たしていると判断されたため。																										
【指定管理者選定委員会の概要】																										
(委員) コロナウイルスの感染に対する対策は。																										
(申請者) 2週間施設を閉鎖し、開場後はアルコール消毒液の設置と検温を行っている。																										
(委員) 銃を扱う施設だが、開館時に外部者が入ることへの安全管理対応は。																										
(申請者) 事務所の前を通る必要があり、そこで対応している。																										
以上の結果、特定非営利活動法人滋賀県ライフル射撃協会を指定管理者の候補者として選定した。																										

選定基準、審査項目および審査内容（ライフル射撃場）

選定基準	審査項目	審査内容
(1) 事業計画の内容が県民の公平な利用を確保することができるものであること。 (配点: 30)	指定管理者の申請理由	公の施設を管理運営する指定管理者としての考え方が県民の利益に合致しているか。 (10)
	管理運営の基本方針	施設の設置目的を理解した基本方針となっているか。 (10)
	公平利用の確保	全般的に県民の公平な利用が図られる内容となっているか。 (10)
(2) 事業計画の内容が施設の効用を最大限に發揮させるものであること。 (配点: 75)	サービスの向上	利用者等のニーズを想定し、それらにあった質の高いサービスの提供が可能となる内容となっているか。 利用者の苦情等のトラブルに対する未然防止と対処方法が図られているか。また、要望を把握し、それらに対応できる体制になっているか。 (25)
	利用促進	施設の利用促進・利用者増に向けた具体的な取組がなされ、収入増が図られているか。 (25)
	自主事業の取組	自主事業の提案が利用者の立場にたって創意工夫がなされているか。 (25)
(3) 事業計画の内容が施設の管理に係る経費の縮減が図られるものであること。 (配点: 75)	施設の管理運営	適正に管理運営ができる業務内容（外部への一部委託を含む）となっているか。 (40)
		管理運営の経費（外部への一部委託を含む）の縮減が図られているか。 (35)
(4) 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有すること。 (配点: 90)	実施体制	施設の機能を充分に発揮できる管理運営体制や人員配置の組織となっているか。 (20)
		施設管理業務に関する知識等を有しているか。 (20)
		十分な安全対策を講じているか。 (20)
	収支計画	利用促進と経費の縮減が図られ、かつ収入・支出のバランスがとれた計画になっているか。（収入増だけ、経費縮減だけの偏った計画になっていないか。） (5)
	経営基盤	指定管理者としての経営基盤が安定しており、事業計画を実行できる能力を有しているか。 (20)
(5) 法令を遵守し、災害その他緊急時の対応能力を有すること。 (配点: 20)	法令遵守	関係法令および条例等を遵守し、適正な管理運営ができるようになっているか。（個人情報の管理や情報公開への対応なども含む） (10)
	危機管理対策	災害その他緊急時の危機管理体制が確立されているか。また、責任者による迅速な対応が可能か。 (10)
(6) その他の基準 (配点: 10)	県内における事業の展開	県内に主な事業所を置き、または置こうとして、県内における事業を積極的に展開しようとしているか。 (5)
	その他の取組	管理業務の実施にあたって、環境への配慮や、サービスの向上を図るために人材育成、さらに障害者の雇用や職場における人権への配慮がなされているか。 (5)

団体概要書

項目	内容	
事業者（法人、団体）名	特定非営利活動法人滋賀県ライフル射撃協会	
代表者職・氏名	会長 志村 市郎	
団体の所在地	滋賀県高島市安曇川町青柳855-6	
設立年月日	平成19年3月1日	
資本金	—	
従業者数	令和2年4月1日現在	理事・監事 9人
主たる業務内容	<p>(目的)</p> <p>高度な技術と豊富な経験を有する会員相互の協力により、ライフル射撃に関する幅広い分野で指導および普及活動を行うとともに、不特定多数のアマチュアライフル射撃競技参加者・団体等を対象に、各競技大会の運営、主催、共催、後援を行い、スポーツ競技としてのライフル射撃の健全なる発達、品位向上、審判員・記録員といった人材の育成をも推進することにより、ライフル射撃全般に亘る振興を図り、県民のスポーツに対する関心や取り組みの裾野を拡げ、スポーツ全体の発展に寄与することを目的とする。</p> <p>(主な事業)</p> <p>競技会、射撃会の開催、後援事業 ライフル射撃指導者、審判員、記録員の育成事業 指導者派遣事業 講演会、講習会、映写会等の開催事業 射撃場の保守・保安事業、運営受託事業 他</p>	
類似施設の管理に関する過去の業務実績	<p>(1) 滋賀県立ライフル射撃場</p> <p>平成18年度～平成22年度 (第1期) 指定管理者 平成23年度～平成27年度 (第2期) 指定管理者 平成28年度～令和2年度 (第3期) 指定管理者</p>	
特記事項		

公の施設における指定管理者指定による効果

【課名:スポーツ課】

(単位:千円)

施設名	指定管理者名	募集方法	指定期間 (年)	指定管理料総額(債務負担行為額)		増 減		今回の指定による効果の概要				
				A	B	うち一般財源	単年度換算 C=B/A	D	増減 C-D	行政サービスの向上	管理運営の効率化	その他
滋賀県立ライフル射撃場	特定非営利活動法人滋賀県ライフル射撃協会	公募	5	0	0	0	0	0	0	・統を取り扱う施設として、安全を最重要事項として管理・指導 ・競技会に必要な時間帯の開場など柔軟な対応 ・アンケート実施などによるニーズの把握	・県からの指定管理料0円を前提に、利用料金収入を主な収入として、管理運営の効率的な執行	・ピームライフルの射撃講習会、地元自治体での射撃大会など自主事業の充実 ・新型コロナウイルス感染症対策の徹底

指定管理者選定委員会における候補者の選定結果概要

(課名:スポーツ課)

1 施設名	滋賀県立伊吹運動場									
2 施設の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地面積 : 10,130.00m² ・建築面積 : 459.45m² ・延床面積 : 664.27m² ・施設構造: 鉄筋コンクリート造1階建 他 									
3 募集概要	<ul style="list-style-type: none"> ・施設内容: (所在地) 米原市春照105 人工芝グラウンド 6,970m² 11人制1面 (6人制3面) 管理棟 (本部室、多目的室、器具庫、更衣室、シャワー室) 観客席 (約500人) 									
4 応募状況	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">申 請 者</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">グループの構成 (グループ申請の場合)</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">所在</th> <th style="text-align: center;">名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">滋賀県米原市春照77番地の2</td> <td style="text-align: center;">公益財団法人伊吹山麓まいばらスポーツ文化振興事業団</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">合計1者</p>		申 請 者		グループの構成 (グループ申請の場合)	所在	名称	滋賀県米原市春照77番地の2	公益財団法人伊吹山麓まいばらスポーツ文化振興事業団	—
申 請 者		グループの構成 (グループ申請の場合)								
所在	名称									
滋賀県米原市春照77番地の2	公益財団法人伊吹山麓まいばらスポーツ文化振興事業団	—								
5 審査の概要および結果	<p>審査方式</p> <p>滋賀県文化スポーツ部指定管理者選定委員会(スポーツ部会)において、申請書類の内容について申請者からヒアリングを実施し、あらかじめ定めた選定基準に基づく審査・採点を行い、その採点結果を基に指定管理者の候補者を選定する。</p> <p>選定委員会委員 (スポーツ部会) *部会長 (50音順、敬称略)</p> <p>*豊田 則成 (びわこ成蹊スポーツ大学副学長) 竹内 恵子 (滋賀県身体障害者福祉協会常務理事) 藤 崇之 (公認会計士) 松永 敬子 (龍谷大学経営学部教授) 山口 昭二 (滋賀県スポーツ推進委員協議会副会長)</p> <p>審査基準</p> <p>別紙参照</p> <p>審査経過</p> <p>滋賀県文化スポーツ部指定管理者選定委員会 (開催日) 令和2年10月23日 (内 容) 申請書類の内容についてのヒアリングを実施、審査基準に基づく審査・採点、採点結果を基に審議、指定管理者の候補者を選定</p>									

審 查 結 果	指定管理者の候補者	公益財団法人伊吹山麓まいばらスポーツ文化振興事業団																						
	評価結果、選定理由、選定委員会の概要	<p>【評価結果】</p> <p>○選定基準に基づく採点結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>申請者</th><th>選定基準1</th><th>選定基準2</th><th>選定基準3</th><th>選定基準4</th><th>選定基準5</th><th>選定基準6</th><th>合計</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公益財団法人伊吹山麓まいばらスポーツ文化振興事業団</td><td>23.6</td><td>50.0</td><td>50.8</td><td>56.6</td><td>13.6</td><td>6.6</td><td>201.2</td></tr> </tbody> </table>								申請者	選定基準1	選定基準2	選定基準3	選定基準4	選定基準5	選定基準6	合計	公益財団法人伊吹山麓まいばらスポーツ文化振興事業団	23.6	50.0	50.8	56.6	13.6	6.6
申請者	選定基準1	選定基準2	選定基準3	選定基準4	選定基準5	選定基準6	合計																	
公益財団法人伊吹山麓まいばらスポーツ文化振興事業団	23.6	50.0	50.8	56.6	13.6	6.6	201.2																	
<p>※点数は各委員の平均値 (300点満点)</p> <p>○各委員の採点結果 (5名中5名出席)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>申請者</th><th>A委員</th><th>B委員</th><th>C委員</th><th>D委員</th><th>E委員</th><th>合計</th><th>平均値</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公益財団法人伊吹山麓まいばらスポーツ文化振興事業団</td><td>223</td><td>202</td><td>196</td><td>184</td><td>201</td><td>1,006</td><td>201.2</td></tr> </tbody> </table>								申請者	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	合計	平均値	公益財団法人伊吹山麓まいばらスポーツ文化振興事業団	223	202	196	184	201	1,006	201.2	
申請者	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	合計	平均値																	
公益財団法人伊吹山麓まいばらスポーツ文化振興事業団	223	202	196	184	201	1,006	201.2																	
<p>○提示額一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>申請者</th><th>提示額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公益財団法人伊吹山麓まいばらスポーツ文化振興事業団</td><td>10,060,000円</td></tr> </tbody> </table>								申請者	提示額	公益財団法人伊吹山麓まいばらスポーツ文化振興事業団	10,060,000円													
申請者	提示額																							
公益財団法人伊吹山麓まいばらスポーツ文化振興事業団	10,060,000円																							
<p>【選定理由】</p> <p>申請者の事業計画を審査した結果、県民の公平利用の確保を図るとともに、利用者サービス向上のためのアンケートを実施するなど、サービスの向上に取組むこととしている。</p> <p>また、管理運営の効率化に関する提案もあり、審査基準を全て満たしていると判断されたため。</p>																								
<p>【指定管理者選定委員会の概要】</p> <p>(委員) コロナの感染拡大、熱中症に対する対応は。</p> <p>(申請者) コロナ対策としては、県、市のルールに従いチェックシートや利用者名簿の作成、消毒液の設置や検温で対応している。</p> <p>併せて、観客席の利用制限として500席を196席に制限している。</p> <p>熱中症対策としては、エアコン部屋での休憩や飲み物を提供できる準備をしている。</p> <p>(委員) 普通救命講習の資格は全員持っているのか。</p> <p>(申請者) 体育施設に勤務している者は全員所持している。</p>																								
<p>以上の結果、公益財団法人伊吹山麓まいばらスポーツ文化振興事業団を指定管理者の候補者として選定した。</p>																								

選定基準、審査項目および審査内容（伊吹運動場）

選定基準	審査項目	審査内容
(1) 事業計画の内容が県民の公平な利用を確保することができるものであること。 (配点: 30)	指定管理者の申請理由	公の施設を管理運営する指定管理者としての考え方が県民の利益に合致しているか。 (10)
	管理運営の基本方針	施設の設置目的を理解した基本方針となっているか。 (10)
	公平利用の確保	全般的に県民の公平な利用が図られる内容となっているか。 (10)
(2) 事業計画の内容が施設の効用を最大限に發揮させるものであること。 (配点: 75)	サービスの向上	利用者等のニーズを想定し、それらにあった質の高いサービスの提供が可能となる内容となっているか。 利用者の苦情等のトラブルに対する未然防止と対処方法が図られているか。また、要望を把握し、それらに対応できる体制になっているか。 (25)
	利用促進	施設の利用促進・利用者増に向けた具体的な取組がなされ、収入増が図られているか。 (25)
	自主事業の取組	自主事業の提案が利用者の立場にたって創意工夫がなされているか。 (25)
(3) 事業計画の内容が施設の管理に係る経費の縮減が図られるものであること。 (配点: 75)	施設の管理運営	適正に管理運営ができる業務内容（外部への一部委託を含む）となっているか。 (40)
		管理運営の経費（外部への一部委託を含む）の縮減が図られているか。 (35)
(4) 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有すること。 (配点: 90)	実施体制	施設の機能を充分に発揮できる管理運営体制や人員配置の組織となっているか。 (20)
		施設管理業務に関する知識等を有しているか。 (20)
		十分な安全対策を講じているか。 (20)
	収支計画	利用促進と経費の縮減が図られ、かつ収入・支出のバランスがとれた計画になっているか。（収入増だけ、経費縮減だけの偏った計画になっていないか。） (5)
	経営基盤	指定管理者としての経営基盤が安定しており、事業計画を実行できる能力を有しているか。 (20)
(5) 法令を遵守し、災害その他緊急時の対応能力を有すること。 (配点: 20)	業務実績	スポーツ施設（社会教育施設）またはこれに類する施設における良好な管理運営を行った実績を有しているか。 (5)
	法令遵守	関係法令および条例等を遵守し、適正な管理運営ができるようになっているか。（個人情報の管理や情報公開への対応なども含む） (10)
	危機管理対策	災害その他緊急時の危機管理体制が確立されているか。また、責任者による迅速な対応が可能か。 (10)
(6) その他の基準 (配点: 10)	県内における事業の展開	県内に主な事業所を置き、または置こうとして、県内における事業を積極的に展開しようとしているか。 (5)
	その他の取組	管理業務の実施にあたって、環境への配慮や、サービスの向上を図るために人材育成、さらに障害者の雇用や職場における人権への配慮がなされているか。 (5)

団体概要書

項 目	内 容	
事業者(法人、団体)名	公益財団法人伊吹山麓まいばらスポーツ文化振興事業団	
代表者職・氏名	代表理事 大澤 勉	
団体の所在地	滋賀県米原市春照77-2	
設立年月日	昭和54年1月23日	
資本金	5,000千円 (令和2年10月1日現在)	
従業者数	令和2年10月1日現在	83人 (職員8人 臨職75人)
主たる業務内容	(1) スポーツ施設の管理運営事業 (2) 青少年の健全育成に関する事業 (3) 健康増進に関する事業 (4) 米原市におけるスポーツ・文化振興施策達成を目的とした事業 (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業	
類似施設の管理に関する過去の業務実績	(1) 米原市伊吹B & G海洋センター 伊吹第1・2グラウンド 伊吹テニスコート 伊吹山文化資料館・収蔵庫 平成19年度～平成21年度 (第1期) 指定管理者 平成22年度～平成26年度 (第2期) 指定管理者 平成27年度～令和元年度 (第3期) 指定管理者 令和2年度～令和6年度 (第4期) 指定管理者 (2) 伊吹薬草の里文化センター 平成19年度～平成23年度 (第1期) 指定管理者 平成24年度～平成28年度 (第2期) 指定管理者 平成29年度～令和3年度 (第3期) 指定管理者 (3) 滋賀県立伊吹運動場 平成20年度～平成22年度 (第1期) 指定管理者 平成23年度 (第2期) 指定管理者 平成24年度 (第3期) 指定管理者 平成25年度 (第4期) 指定管理者 平成26年度 (第5期) 指定管理者 平成27年度 (第6期) 指定管理者 平成28年度～令和2年度 (第7期) 指定管理者	
特記事項	平成25年4月1日 公益財団法人に移行 平成29年9月1日 公益財団法人伊吹山麓まいばらスポーツ文化振興事業団に名称変更	

公の施設における指定管理者指定による効果

【課名:スポーツ課】

(単位:千円)

施設名	指定管理者名	募集方法	指定期間 (年)	指定管理料総額(債務負担行為額)			増 減		今回の指定による効果の概要		
				A	うち 一般財源 B	単年度 換算 C=B/A	D	C-D	行政サービスの向上	管理運営の効率化	その他
滋賀県立伊吹運動場	公益財団法人伊吹山麓まいばらスポーツ文化振興事業団	公募	5	10,060	10,045	2,009	2,143	△ 134	・利用者サービス向上のためのアンケートの実施、調整会議による意見交換等によりニーズの把握 ・日常管理の確実な実施による利用者への信頼と安心の提供	・隣接する米原市指定管理施設等との状況に応じた弾力的かつ効率的な管理運営の実施 ・不備箇所の早期発見、早期修繕	・高齢者対象事業を関連団体と連携して実施 ・県域を越えた利用促進を図るための事業や広域的大会の実施 ・国際大会等へ出場する次世代選手の育成 ・地域スポーツクラブとの連携 ・新型コロナウイルス感染症対策の徹底

指定管理者選定委員会における候補者の選定結果概要

(課名:スポーツ課)

1 施設名	滋賀県立柳が崎ヨットハーバー													
2 施設の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地面積 : 7,737.73m² ・建築面積 : 2,220.91m² ・延床面積 : 5,939.26m² ・施設構造 : 鉄筋コンクリート造3階建 													
	<ul style="list-style-type: none"> ・施設内容 : (所在地) 大津市柳が崎1-2 艇庫 1階8室 163艇収容可能 2階8室 119艇収容可能 駐車場 95台収容可能 													
3 募集概要	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>募集方法</td> <td>公募</td> </tr> <tr> <td>募集要項配布期間</td> <td>令和2年9月1日 ~ 令和2年10月2日</td> </tr> <tr> <td>申請受付期間</td> <td>令和2年9月1日 ~ 令和2年10月2日</td> </tr> <tr> <td>指定期間</td> <td>令和3年4月1日 ~ 令和8年3月31日(5年間)</td> </tr> <tr> <td>募集内容</td> <td>(1) 艇庫、斜路、桟橋その他の施設および設備器具の提供 (2) その他ヨットハーバーの設置の目的を達成するために必要な業務</td> </tr> <tr> <td>管理料参考額</td> <td>0円 (消費税および地方消費税を含む。)</td> </tr> </table>		募集方法	公募	募集要項配布期間	令和2年9月1日 ~ 令和2年10月2日	申請受付期間	令和2年9月1日 ~ 令和2年10月2日	指定期間	令和3年4月1日 ~ 令和8年3月31日(5年間)	募集内容	(1) 艇庫、斜路、桟橋その他の施設および設備器具の提供 (2) その他ヨットハーバーの設置の目的を達成するために必要な業務	管理料参考額	0円 (消費税および地方消費税を含む。)
募集方法	公募													
募集要項配布期間	令和2年9月1日 ~ 令和2年10月2日													
申請受付期間	令和2年9月1日 ~ 令和2年10月2日													
指定期間	令和3年4月1日 ~ 令和8年3月31日(5年間)													
募集内容	(1) 艇庫、斜路、桟橋その他の施設および設備器具の提供 (2) その他ヨットハーバーの設置の目的を達成するために必要な業務													
管理料参考額	0円 (消費税および地方消費税を含む。)													
4 応募状況	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2">申請者</th> <th rowspan="2">グループの構成 (グループ申請の場合)</th> </tr> <tr> <th>所在地</th> <th>名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>滋賀県大津市松本一丁目2-20</td> <td>SSグループ</td> <td>公益財団法人滋賀県スポーツ協会 特定非営利活動法人 滋賀県セーリング連盟</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">合計1者</p>		申請者		グループの構成 (グループ申請の場合)	所在地	名称	滋賀県大津市松本一丁目2-20	SSグループ	公益財団法人滋賀県スポーツ協会 特定非営利活動法人 滋賀県セーリング連盟				
申請者		グループの構成 (グループ申請の場合)												
所在地	名称													
滋賀県大津市松本一丁目2-20	SSグループ	公益財団法人滋賀県スポーツ協会 特定非営利活動法人 滋賀県セーリング連盟												
5 審査の概要および結果	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>審査方式</td> <td>滋賀県文化スポーツ部指定管理者選定委員会(スポーツ部会)において、申請書類の内容について申請者からヒアリングを実施し、あらかじめ定めた選定基準に基づく審査・採点を行い、その採点結果を基に指定管理者の候補者を選定する。</td> </tr> <tr> <td>選定委員会委員 (スポーツ部会) *部会長 (50音順、敬称略)</td> <td>*豊田 則成(びわこ成蹊スポーツ大学副学長) 竹内 恵子(滋賀県身体障害者福祉協会常務理事) 藤 崇之(公認会計士) 松永 敬子(龍谷大学経営学部教授) 山口 昭二(滋賀県スポーツ推進委員協議会副会長)</td> </tr> <tr> <td>審査基準</td> <td>別紙参照</td> </tr> <tr> <td>審査経過</td> <td>滋賀県文化スポーツ部指定管理者選定委員会 (開催日) 令和2年10月19日 (内容) 申請書類の内容についてのヒアリングを実施、審査基準に基づく審査・採点、採点結果を基に審議、指定管理者の候補者を選定</td> </tr> </table>		審査方式	滋賀県文化スポーツ部指定管理者選定委員会(スポーツ部会)において、申請書類の内容について申請者からヒアリングを実施し、あらかじめ定めた選定基準に基づく審査・採点を行い、その採点結果を基に指定管理者の候補者を選定する。	選定委員会委員 (スポーツ部会) *部会長 (50音順、敬称略)	*豊田 則成(びわこ成蹊スポーツ大学副学長) 竹内 恵子(滋賀県身体障害者福祉協会常務理事) 藤 崇之(公認会計士) 松永 敬子(龍谷大学経営学部教授) 山口 昭二(滋賀県スポーツ推進委員協議会副会長)	審査基準	別紙参照	審査経過	滋賀県文化スポーツ部指定管理者選定委員会 (開催日) 令和2年10月19日 (内容) 申請書類の内容についてのヒアリングを実施、審査基準に基づく審査・採点、採点結果を基に審議、指定管理者の候補者を選定				
審査方式	滋賀県文化スポーツ部指定管理者選定委員会(スポーツ部会)において、申請書類の内容について申請者からヒアリングを実施し、あらかじめ定めた選定基準に基づく審査・採点を行い、その採点結果を基に指定管理者の候補者を選定する。													
選定委員会委員 (スポーツ部会) *部会長 (50音順、敬称略)	*豊田 則成(びわこ成蹊スポーツ大学副学長) 竹内 恵子(滋賀県身体障害者福祉協会常務理事) 藤 崇之(公認会計士) 松永 敬子(龍谷大学経営学部教授) 山口 昭二(滋賀県スポーツ推進委員協議会副会長)													
審査基準	別紙参照													
審査経過	滋賀県文化スポーツ部指定管理者選定委員会 (開催日) 令和2年10月19日 (内容) 申請書類の内容についてのヒアリングを実施、審査基準に基づく審査・採点、採点結果を基に審議、指定管理者の候補者を選定													

審 查 結 果	指定管理者の候補者	S S グループ																							
	評価結果、選定理由、選定委員会の概要	【評価結果】 ○選定基準に基づく採点結果																							
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>申請者</th><th>選定基準1</th><th>選定基準2</th><th>選定基準3</th><th>選定基準4</th><th>選定基準5</th><th>選定基準6</th><th>合計</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>S S グループ</td><td>24.0</td><td>57.0</td><td>57.0</td><td>65.6</td><td>15.2</td><td>7.6</td><td>226.4</td></tr> </tbody> </table>								申請者	選定基準1	選定基準2	選定基準3	選定基準4	選定基準5	選定基準6	合計	S S グループ	24.0	57.0	57.0	65.6	15.2	7.6	226.4
申請者	選定基準1	選定基準2	選定基準3	選定基準4	選定基準5	選定基準6	合計																		
S S グループ	24.0	57.0	57.0	65.6	15.2	7.6	226.4																		
	※点数は各委員の平均値 (300点満点)																								
	○各委員の採点結果 (5名中5名出席)																								
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>申請者</th><th>A委員</th><th>B委員</th><th>C委員</th><th>D委員</th><th>E委員</th><th>合計</th><th>平均値</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>S S グループ</td><td>236</td><td>209</td><td>218</td><td>234</td><td>235</td><td>1,132</td><td>226.4</td></tr> </tbody> </table>								申請者	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	合計	平均値	S S グループ	236	209	218	234	235	1,132	226.4
申請者	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	合計	平均値																		
S S グループ	236	209	218	234	235	1,132	226.4																		
		○提示額一覧表																							
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>申請者</th><th>提示額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>S S グループ</td><td>0円</td></tr> </tbody> </table>								申請者	提示額	S S グループ	0円												
申請者	提示額																								
S S グループ	0円																								
		○選定理由																							
		<p>申請者の事業計画を審査した結果、県民の公平利用の確保を図るとともに、みんなの声BOXを設置するなど、サービスの向上に取組むこととしている。</p> <p>また、管理運営の効率化に関する提案もあり審査基準を全て満たしていると判断されたため。</p>																							
		○指定管理者選定委員会の概要																							
		<p>(委員) 雷アラートや風速計は各艇に1台ずつ設置しているのか。</p> <p>出航時に雷注意報が発令された場合の対応は。</p> <p>(申請者) 事務所に設置している。</p> <p>雷注意報が発令された場合には、救助艇によりえい航する。</p>																							
		<p>(委員) 水草除去をする時の、安全管理はどのように考えているのか。</p> <p>ボランティアが除去を実施しているのか。</p> <p>(申請者) 安全のために岸に漂着した水草のみを除去している。</p> <p>職員とボランティアで実施している。</p>																							
		<p>以上の結果、S S グループを指定管理者の候補者として選定した。</p>																							

選定基準、審査項目および審査内容（柳が崎ヨットハーバー）

選定基準	審査項目	審査内容
(1) 事業計画の内容が県民の公平な利用を確保することができるものであること。 (配点: 30)	指定管理者の申請理由	公の施設を管理運営する指定管理者としての考え方が県民の利益に合致しているか。 (10)
	管理運営の基本方針	施設の設置目的を理解した基本方針となっているか。 (10)
	公平利用の確保	全般的に県民の公平な利用が図られる内容となっているか。 (10)
(2) 事業計画の内容が施設の効用を最大限に發揮させることである。 (配点: 75)	サービスの向上	利用者等のニーズを想定し、それらにあった質の高いサービスの提供が可能となる内容となっているか。 利用者の苦情等のトラブルに対する未然防止と対処方法が図られているか。また、要望を把握し、それらに対応できる体制になっているか。 (25)
	利用促進	施設の利用促進・利用者増に向けた具体的な取組がなされ、収入増が図られているか。 (25)
	自主事業の取組	自主事業の提案が利用者の立場にたって創意工夫がなされているか。 (25)
(3) 事業計画の内容が施設の管理に係る経費の縮減が図られるものであること。 (配点: 75)	施設の管理運営	適正に管理運営ができる業務内容（外部への一部委託を含む）となっているか。 (40)
		管理運営の経費（外部への一部委託を含む）の縮減が図られているか。 (35)
	実施体制	施設の機能を充分に発揮できる管理運営体制や人員配置の組織となっているか。 (20)
(4) 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有すること。 (配点: 90)	実施体制	施設管理業務に関する知識等を有しているか。 (20)
		十分な安全対策を講じているか。 (20)
		収支計画
		利用促進と経費の縮減が図られ、かつ収入・支出のバランスがとれた計画になっているか。（収入増だけ、経費縮減だけの偏った計画になっていないか。） (5)
	経営基盤	指定管理者としての経営基盤が安定しており、事業計画を実行できる能力を有しているか。 (20)
	業務実績	スポーツ施設（社会教育施設）またはこれに類する施設における良好な管理運営を行った実績を有しているか。 (5)
(5) 法令を遵守し、災害その他緊急時の対応能力を有すること。 (配点: 20)	法令遵守	関係法令および条例等を遵守し、適正な管理運営ができるようになっているか。（個人情報の管理や情報公開への対応なども含む） (10)
	危機管理対策	災害その他緊急時の危機管理体制が確立されているか。また、責任者による迅速な対応が可能か。 (10)
(6) その他の基準 (配点: 10)	県内における事業の展開	県内に主な事業所を置き、または置こうとして、県内における事業を積極的に展開しようとしているか。 (5)
	その他の取組	管理業務の実施にあたって、環境への配慮や、サービスの向上を図るために人材育成、さらに障害者の雇用や職場における人権への配慮がなされているか。 (5)

団体概要書

項目	内容	
事業者（法人、団体）名	(S S グループ代表)公益財団法人滋賀県スポーツ協会	
代表者職・氏名	会長 河本 英典	
団体の所在地	滋賀県大津市松本1丁目2番20号	
設立年月日	大正14年5月17日	
資本金	60,000千円（令和2年4月1日現在）	
従業者数	令和2年4月1日現在	81人
主たる業務内容	(1) 県民総スポーツの普及・振興に関すること (2) 競技力の向上に関すること (3) 国民体育大会等全国規模の各種スポーツ大会の選手・指導者等の選考および派遣に関すること (4) 社会体育施設の管理運営およびその活用によるスポーツ等の機会の提供に関すること (5) 各種スポーツ大会の開催に関すること (6) 地域スポーツクラブ等スポーツ組織の育成支援に関すること (7) スポーツ少年団の育成および青少年スポーツの振興に関すること (8) スポーツ指導者の育成および活用に関すること (9) スポーツに係る障害予防・健康管理に関すること (10) スポーツ振興に関する各種表彰に関すること (11) スポーツに関する広報、情報の提供および調査研究に関すること (12) 加盟団体の組織の充実強化に関すること (13) 公益財団法人日本体育協会の加盟団体として必要な事業に関すること (14) その他協会の目的を達成するために必要な事業を行うこと	
類似施設の管理に関する過去の業務実績	(1) 滋賀県立長浜ドーム 平成18年度～平成20年度（第1期）指定管理者 平成21年度～平成25年度（第2期）指定管理者 平成26年度～平成30年度（第3期）指定管理者 令和元年度～令和6年度（第4期）指定管理者 (2) 滋賀県立体育館 平成18年度～平成20年度（第1期）指定管理者 平成21年度～平成25年度（第2期）指定管理者 平成26年度～平成30年度（第3期）指定管理者 令和元年度～令和6年度（第4期）指定管理者 (3) 滋賀県立栗東体育館 平成18年度～平成19年度（第1期）指定管理者 平成20年度～平成22年度（第2期）指定管理者 平成23年度（第3期）指定管理者 平成24年度（第4期）指定管理者 平成25年度（第5期）指定管理者 平成26年度（第6期）指定管理者	

	<p>平成27年度 (第7期) 指定管理者 平成28年度～令和2年度 (第8期) 指定管理者</p> <p>(4) 滋賀県立武道館 平成18年度～平成20年度 (第1期) 指定管理者 平成21年度～平成25年度 (第2期) 指定管理者 平成26年度～平成30年度 (第3期) 指定管理者 令和元年度～令和6年度 (第4期) 指定管理者</p> <p>(5) 滋賀県立スポーツ会館 平成18年度～平成22年度 (第1期) 指定管理者 平成23年度～平成27年度 (第2期) 指定管理者 平成28年度～令和2年度 (第3期) 指定管理者</p> <p>(6) 滋賀県立アイスアリーナ 平成18年度～平成22年度 (第1期) 指定管理者 平成23年度～平成27年度 (第2期) 指定管理者 平成28年度～令和2年度 (第3期) 指定管理者</p> <p>(7) 滋賀県立彦根総合運動場 平成18年度～平成20年度 (第1期) 指定管理者 平成21年度～平成25年度 (第2期) 指定管理者 平成26年度～平成30年度 (第3期) 指定管理者 令和元年度～令和2年度 (第4期) 指定管理者</p> <p>(8) 滋賀県立琵琶湖漕艇場 平成18年度～平成22年度 (第1期) 指定管理者 平成23年度～平成27年度 (第2期) 指定管理者 平成28年度～平成30年度 (第3期) 指定管理者 令和元年度 (第4期) 指定管理者 令和2年度 (第5期) 指定管理者</p> <p>(9) 滋賀県立柳ヶ崎ヨットハーバー 平成18年度～平成22年度 (第1期) 指定管理者 平成23年度～平成27年度 (第2期) 指定管理者 平成28年度～令和2年度 (第3期) 指定管理者</p>
特記事項	<p>平成24年4月 公益財団法人滋賀県体育協会に認定 平成30年4月 公益財団法人滋賀県スポーツ協会に名称変更</p>

団体概要書

項目	内容	
事業者（法人、団体）名	(S S グループ構成員) 特定非営利活動法人滋賀県セーリング連盟	
代表者職・氏名	理事 山本 伸善	
団体の所在地	滋賀県大津市柳が崎一丁目2番	
設立年月日	平成18年2月2日	
資本金	7,155千円（令和2年3月31日現在）	
従業者数	令和2年6月1日現在	理事・幹事 13人
主たる業務内容	(1) ヨットレース開催・運営事業 (2) ヨット教室事業 (3) ヨット競技の技術指導・クリニック (4) 国体のための技術強化 (5) オリンピック出場候補選手支援事業 (6) 指定管理者制度による公の施設の管理運営事業 (7) ヨット用具・用品の修理・販売	
類似施設の管理に関する過去の業務実績	(1) 滋賀県立柳が崎ヨットハーバー 平成18年度～平成22年度（第1期）指定管理者 平成23年度～平成27年度（第2期）指定管理者 平成28年度～令和2年度（第3期）指定管理者	
特記事項	平成24年4月 公益財団法人滋賀県体育協会に認定 平成30年4月 公益財団法人滋賀県スポーツ協会に名称変更	

公の施設における指定管理者指定による効果

【課名:スポーツ課】

(単位:千円)

施設名	指定管理者名	募集方法	指定期間 (年)	指定管理料総額(債務負担行為額)		増 減		今回の指定による効果の概要			
				A	B	C=B/A	D	C-D	行政サービスの向上	管理運営の効率化	その他
滋賀県立柳ヶ崎ヨットハーバー	SSグループ	公募	5	0	0	0	0	0	・斜路・桟橋の環境整備 (藻、コケの職員等による 除去と環境に配慮した処 分など) ・アンケート実施などによ るニーズの把握 ・みんなの声BOXの設 置	・事務局本部との一體的 管理による経費縮減 ・省エネルギー対策の実 施 ・県からの指定管理料0 円を前提とし、利用料金 収入の増収や管理効率 化等を図り、自立的經營	・行政等との連携による 利用促進のための広報 ・指導者養成や普及・啓 発などの積極的な自主 事業の実施 ・新型コロナウイルス感 染症対策の徹底